

大磯町環境基本計画

(素案)

令和〇年〇月

大磯町

目次

第1章	計画の基本的事項	1
第2章	大磯町を取り巻く環境情勢	5
1	世界の動向.....	5
2	国の動向.....	7
3	神奈川県 of 動向.....	11
第3章	大磯町における環境の現状と課題	14
1	大磯町の概況.....	14
2	前計画の進捗状況と課題.....	23
第4章	目指すべき将来像	40
第5章	環境保全に関する施策	41
	地球温暖化・エネルギー対策.....	42
	自然環境の維持・保全.....	55
	生活環境の保全.....	66
	循環型社会の構築.....	75
	環境教育・学習の推進.....	82
第6章	計画の推進	88
1	計画の進行管理.....	88
2	計画の周知.....	89
3	計画の推進体制.....	89
資料編		91
1	大磯町環境基本条例.....	91
2	用語解説.....	96

本文中「〇〇*」で表示されている用語については、資料編「5 用語解説（96～104 ページ）」に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ*を付けています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び視点

本町では、町民、事業者、滞在者、町がともに力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現することを目的とした「大磯町環境基本条例」を平成12（2000）年に策定しました。

この条例に基づき、本町としての望ましい環境像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成25（2013）年に「大磯町環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、環境問題に対応すべくさまざまな取組みを進めてまいりました。

近年、地球温暖化*や気候変動に関する環境行政の動きが大きく加速しています。世界では平成27（2015）年12月に、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約*第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス*排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。また、同年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択、その中では17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。そして、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」とされており、地球温暖化や気候変動に対する早急の対応が求められています。国においては、令和2（2020）年に、令和32（2050）年までにカーボンニュートラル*を目指すことを宣言しました。

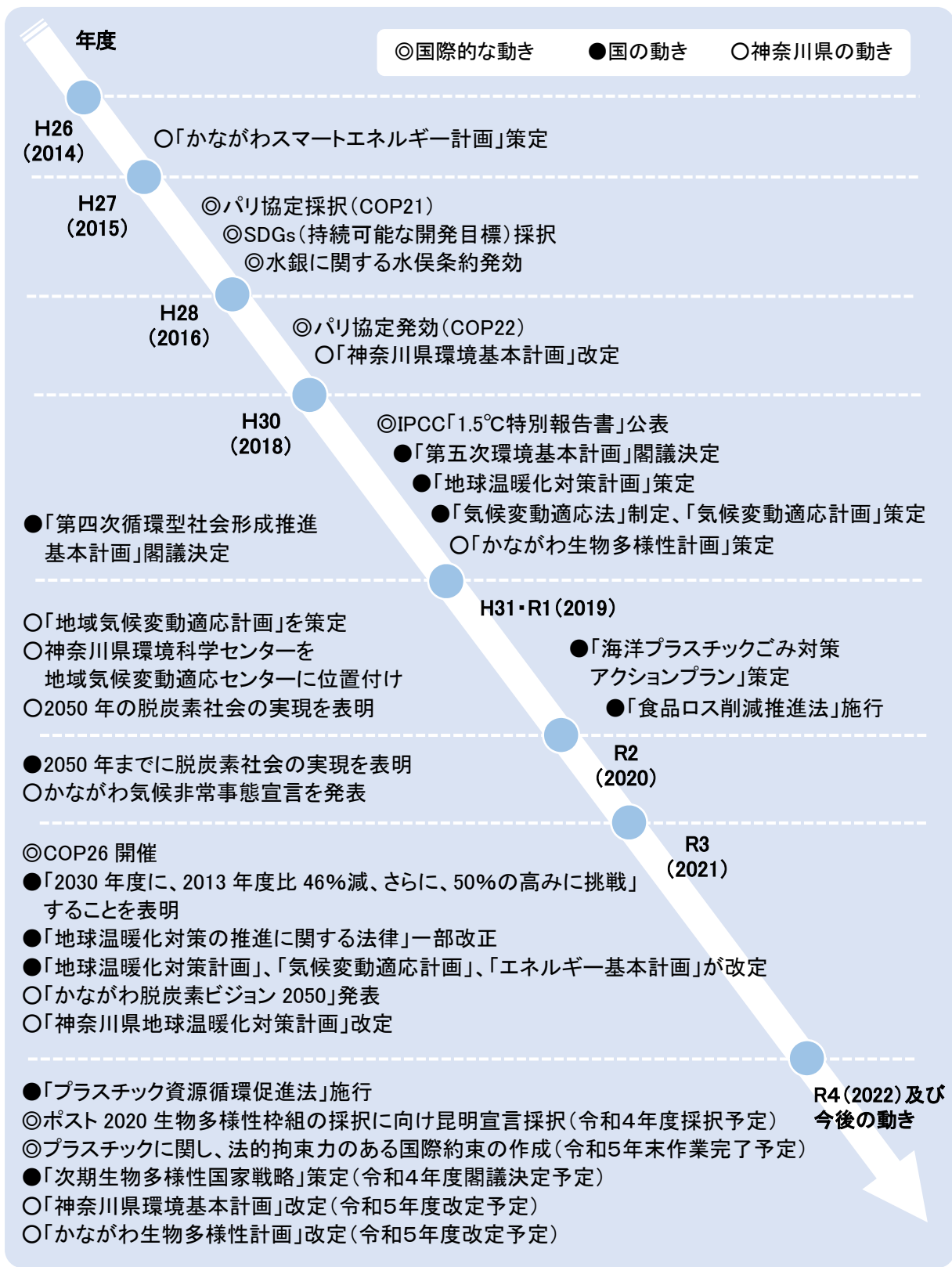
また、地球温暖化の影響により、大型台風の発生や気温の上昇等、今後さまざまな影響が予想されており、国では、平成30（2018）年に「気候変動適応法*」を制定し、同法に基づき「気候変動適応計画」を定めました。

プラスチックごみについては、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題*など新たな環境問題の要因となっています。国では、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」（以下、「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、市区町村ではプラスチックを分別収集することが努力義務となりました。

この他にも、地球温暖化の一因ともなっている食品ロスの問題への対応や、自然資源の過剰な利用、地球温暖化、外来生物*、汚染などの影響により野生生物の生息地が失われ、多くの生き物が絶滅の危機にさらされている、生物多様性の問題など、環境に関する多くの問題に対処していく必要性が増しています。

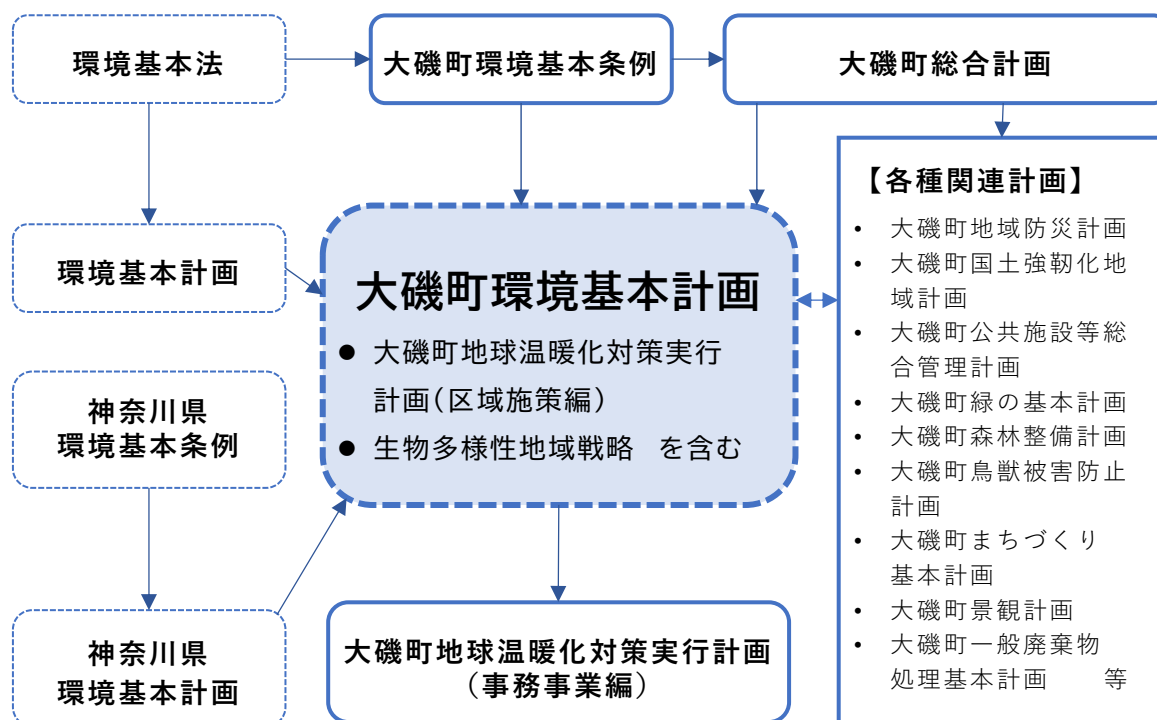
このように本町の環境を取り巻く社会状況が変化する中、「大磯町環境基本計画」の計画期間が令和4（2022）年度で終了することから、令和5（2023）年度を始期とした新しい環境基本計画を策定します。

新しい計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び生物多様性地域戦略を包含し、本町の環境を取り巻くさまざまな社会状況の変化や新たな環境課題に対応していくための基本的な計画とし、町民、事業者、滞在者、町のそれぞれの主体が相互の理解と協力のもと、本計画に基づき協働して、自然豊かで住みやすい「持続可能なまち」にしていくものとし、



2 計画の位置づけ

本計画は、「大磯町環境基本条例」に掲げられた基本理念を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、上位計画である「大磯町総合計画」を根幹としつつ、環境面から実現を目指す計画です。



計画の位置付け

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「大磯町環境基本条例」第8条を踏まえて設定します。

分野	内容
地球環境	地球温暖化*、エネルギー、気候変動 等
自然環境	森林・里山*、農地、水辺（海・河川・地下水）、生物多様性 等
生活環境	公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）、景観、歴史・文化 等
資源循環	廃棄物、資源、美化 等
環境活動	環境教育、環境学習*・体験、普及啓発・情報発信、協働 等

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本課題について施策を推進するものとする。

- (1) なぎさ及び磯を中心とした海・浜の良好な環境の保全及び創造
- (2) 森林及び山地を中心とした緑地の良好な環境の保全及び創造
- (3) 河川及び地下水の良好な環境の保全及び創造
- (4) 廃棄物の発生の抑制、適正処理及びリサイクル並びにエネルギーの有効利用の推進
- (5) 公害の発生の防止
- (6) 日常生活及び事業活動から生ずる環境負荷の低減
- (7) 歴史的環境と美しい景観の保全及び創造
- (8) 全町民が環境問題に取り組む意識の形成及び環境施策への参加の推進

【参考】「大磯町環境基本条例」(第8条)

4 計画の主体と役割

本計画では、町民及び滞在者、事業者、町のそれぞれの主体が、計画の目的や趣旨を理解し、積極的に取り組みを行い、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して環境保全活動を推進していきます。

5 計画の対象区域と計画期間

計画の対象区域は、大磯町の行政区域内とし、町が単独で行えない場合や連携することにより効果が得られる場合は、周辺市町村、県、国との協力を行うこととします。

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032

大磯町環境基本計画（10年間）

計画期間

第2章 大磯町を取り巻く環境情勢

1 世界の動向

(1) 地球温暖化（気候危機）への対応

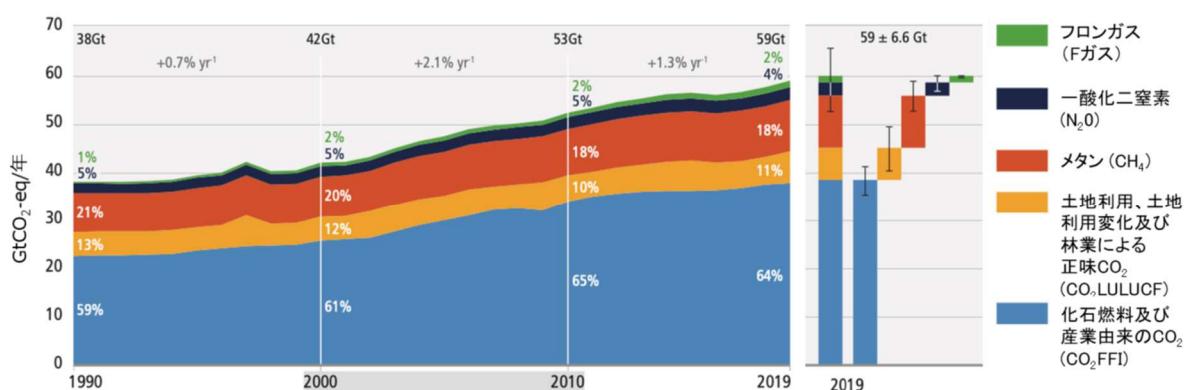
1) パリ協定

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*は、平成 25（2013）年から平成 26（2014）年にかけて第 5 次評価報告書を公表し、気候変動の科学的知見から温暖化について「疑う余地がない」がないことを公表しました。こうした科学的根拠から、京都議定書に代わる、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス*排出削減等のための新たな国際枠組みとして、平成 27（2015）年 11 月～12 月の国連気候変動枠組条約*第 21 回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向が打ち出されました。

2) IPCC 第 6 次評価報告書

令和 3（2021）年に発表された第 6 次報告書は、第 5 次評価報告書よりも気候、生態系・生物多様性、人間社会の相互依存性に注目し、自然科学のみならず人文・社会科学の知見まで幅広く引用されています。

第 3 作業部会報告書において、人為的な温室効果ガスの正味の総排出量は、2010 年～2019 年の間、増加し続けていること、また温室効果ガスの大幅削減にはエネルギーを供給する側だけでなく、需要する側の取組みも重要であり、需要側の取組強化により世界全体で 2050 年までに排出量を 40～70%削減しうること等の報告がされています。そのため、国民一人ひとりのライフスタイルの変革や、脱炭素先行地域*の創出等、更なる取組を進めていくことが重要となっています。



世界全体の正味の人為的温室効果ガス排出量

出典：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書

3) 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議

令和 3（2021）年 10 月～11 月に英国グラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）」において、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の 1.5℃

努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル*及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める決定文書が採択されました。

(2) 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成 22 (2010) 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011-2020 には、令和 2 (2020) 年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること、また令和 32 (2050) 年までの中長期目標として、自然と共生する世界 (生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界) が掲げられており、これらを達成するための 20 の個別目標 (愛知目標) が示されています。

令和 3 (2021) 年 6 月に開催された G7 コーンウォールサミットでは、令和 2 (2020) 年までの国際目標であった愛知目標に代わる、新たな国際目標である「ポスト 2020 生物多様性枠組」の決定に先駆け、各国で「30by30*」目標に向けた取組を進めることを約束しました。これは令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) というゴールに向け、令和 12 (2030) 年までに自国の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目指す目標で、ポスト 2020 生物多様性枠組案の主要な目標として検討されています。

令和 4 (2022) 年 6 月、ポスト枠組に関する最終検討が行われ、同年 12 月に採択される予定となっています。

(3) 海洋プラスチックごみ

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック (一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。) による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

令和元 (2019) 年 6 月の G20 大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみ*による追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

令和 4 (2022) 年 2 月、第 5 回国連環境総会再開セッションがケニア・ナイロビで開催されました。海洋を含む環境におけるプラスチック汚染が地球規模の喫緊の課題であること、世界規模の効果的で進歩的な行動を促進することが喫緊に必要であること、プラスチック汚染は越境性を有しており海洋環境及びその他環境での対策が必要なこと、またプラスチックのライフサイクル全体を踏まえた対策を講じる必要があるとの認識が共有され、プラスチック汚染を終わらせるための法的拘束力のある国際約束を作ることが決定されました。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全などの目標が設定されています。



持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標

出典: 国際連合広報センターホームページ

2 国の動向

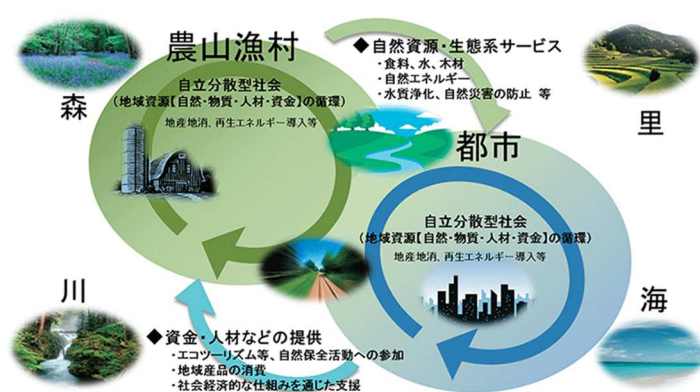
(1) 地球温暖化 (気候危機) への対応

1) 国の第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月には、第五次環境基本計画が閣議決定されました。本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。

計画は、SDGs の考え方も活用し分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などのあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととして

います。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。



地域循環共生圏のイメージ

出典: 第五次環境基本計画

2) 地球温暖化対策計画、脱炭素に向けた取組

令和2（2020）年10月の菅前総理大臣による所信表明において「2050年カーボンニュートラル*（脱炭素化）」が宣言され、令和3（2021）年4月にオンラインで開催された気候サミット（首脳会議）では、温室効果ガス*46%削減（平成25〔2013〕年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。こうした動きを踏まえ、令和3（2021）年10月に、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、二酸化炭素以外にも含む温室効果ガスの全てを網羅し、令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

3) 気候変動適応計画

気候危機に備えるため、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」のみならず、気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも、より一層取り組む必要があります。

平成30（2018）年に「気候変動適応法*」が制定、令和3（2021）年10月に新たな気候変動適応計画が改定され、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充すること、進捗管理の実施、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」が追加されました。

都道府県及び市町村では、地域気候変動適応計画策定に努めることが求められています。



緩和と適応

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

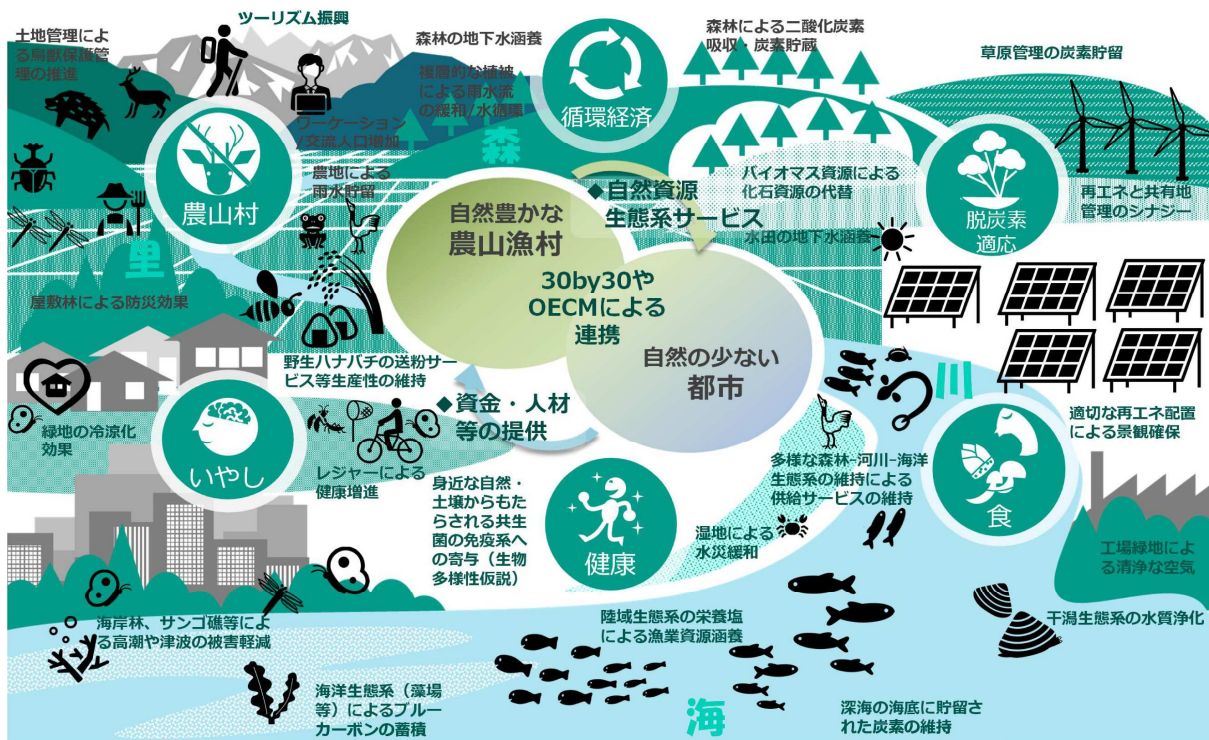
(2) 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成22（2010）年10月に採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。本戦略には、令和2（2020）年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施すること、令和32（2050）年までの長期目標として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することが掲げられており、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップと令和2（2020）年度ま

でに重点的に取り組むべき施策の方向性としての5つの基本戦略が示されています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 の計画期間を終えるため、令和2（2020）年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われ、令和5年（2023）年3月に閣議決定の見込みとなっています。

令和4（2022）年度4月には、30by30*ロードマップが策定され、30by30目標の達成に向けたカギとなる OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）*を主要な取組として盛り込んでいます。地方公共団体の役割として、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理が求められています。また、このロードマップは次期生物多様性国家戦略（閣議決定）に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。



30by30 実現後の地域イメージ～自然を活用した課題解決～

出典：30by30 ロードマップ

(3) プラスチック資源循環戦略

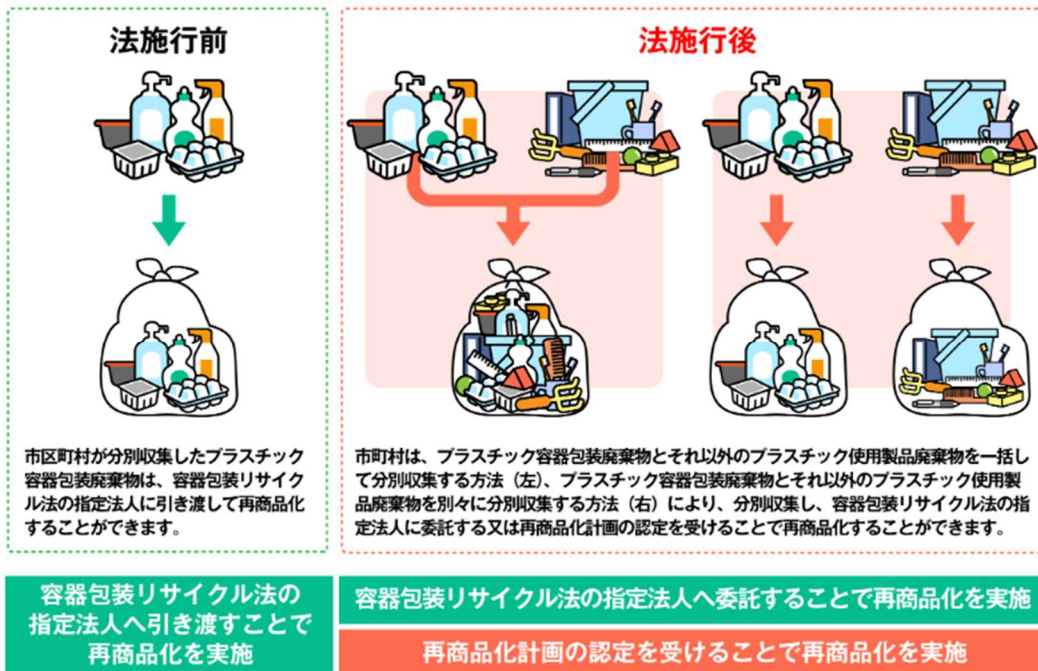
プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、政府では、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable*の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、令和3（2021）年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」が成立、令和4（2022）年4月に施行されました。

本制度により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その

基準に従って適正に分別して排出されるように市民の皆様にも周知するよう努めなければならないこととなっています。市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて、以下2つの方法で再商品化することが可能となります。



市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

出典：環境省「プラスチック資源循環」ホームページ

(4) 食品ロス削減推進法

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に捨てられる食べ物のことです。食品ロスの問題については、その削減が国際的にも重要な課題となっているだけでなく、国内においても、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの削減は喫緊の課題となっています。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年9月にSDGsが採択された後、平成28（2016）年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。これは、令和12（2030）年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられています。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、SDGsを原動力とした地方創生（地方創生SDGs）を推進しています。その一環とし

て、SDGs の国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方自治体及び地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持った NGO・NPO、大学・研究機関等の広範なステークホルダー等とのパートナーシップの深化、官民連携の推進を図るため、平成 30（2018）年 8 月に「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を設置しています。

3 神奈川県 の 動 向

(1) 神奈川県環境基本計画

平成 28（2016）年 3 月、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標とした、「神奈川県環境基本計画」が策定されました。環境基本計画では、「持続可能な社会の形成」と「豊かな地域環境の形成」という 2 つの柱を基に、神奈川の「チカラ（神奈川の人材や先端技術を持った企業など）」と協働・連携して施策を進めます。

令和 2（2020）年度には、5 年間で取り組む施策の実施期間の最終年次を迎え、次の 5 年間の施策の見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、現行の施策を継続することとされ、令和 5（2023）年度末に改定予定となっています。

(2) かながわスマートエネルギー計画

平成 25（2013）年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギー*の導入等の促進に関する条例」に基づく計画として、令和 12（2030）年度を見通した目標や基本政策等を定めた「かながわスマートエネルギー計画」を平成 26（2014）年 4 月に策定、平成 30（2018）年度に重点的な取組の追加等を行う改訂が行われました。

かながわスマートエネルギー*構想で掲げた 3 つの原則（原子力に過度に依存しない、環境に配慮する、地産地消を推進する）を踏襲し、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大、エネルギー利用の効率化、ガスコージェネレーション*、燃料電池*、蓄電池*などのエネルギー高度利用技術及び情報通信技術（ICT）の積極的な活用により、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図り、県経済の発展と県民生活の安定につなげることを基本理念としています。

改訂された計画の「重点的な取組」の期間が令和 2（2020）年度までであったことから、令和 2（2020）年度に「重点的な取組」を追加する等の改訂予定となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響が考慮され、計画の改訂時期を令和 4（2022）年度に変更されました。

(3) かながわ気候非常事態宣言

令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号及び 10 月の台風第 19 号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。今後、地球温暖化*が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、令和元（2019）年 11 月に「2050 年脱炭素社会*の実現」を表明、令和 2（2020）年 2 月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。「かながわ気候非常

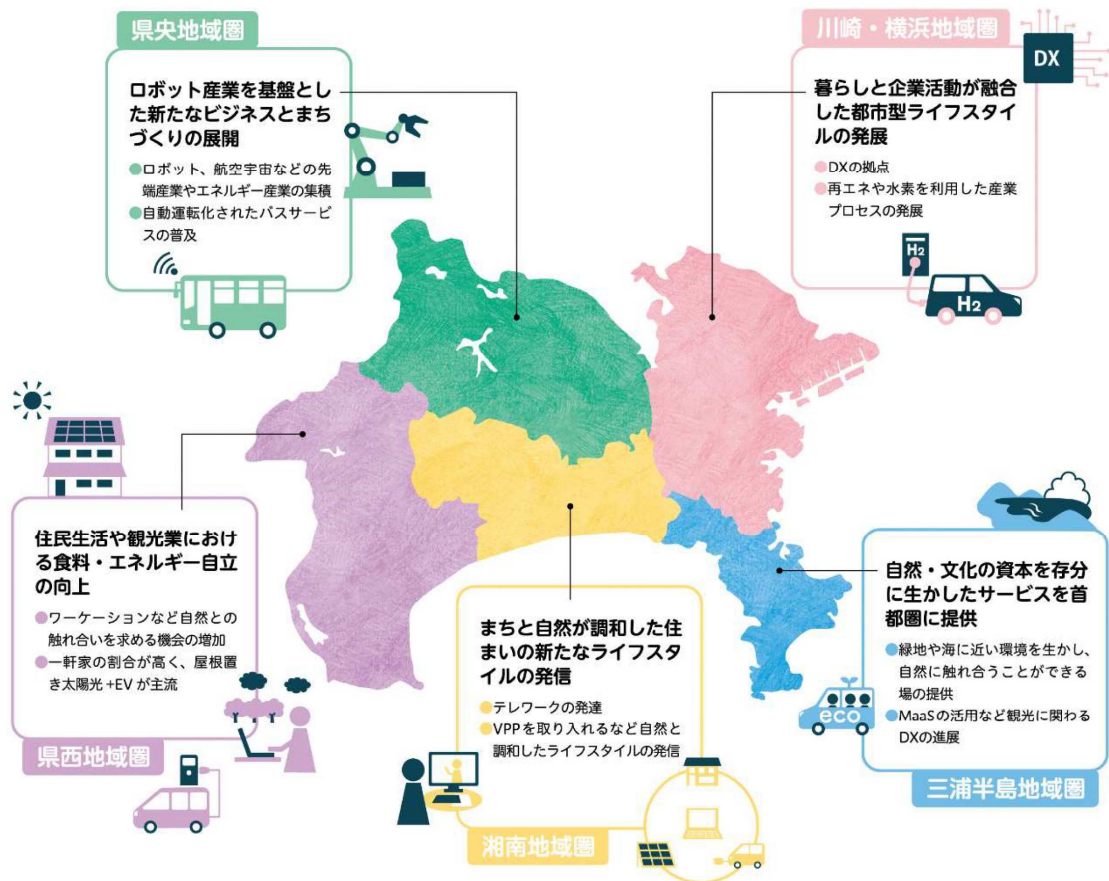
事態宣言」の基本的な取組みの柱として、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、令和 32（2050）年の「脱炭素社会*」の実現に向けた取組みの推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」が掲げられています。

（４） かながわ脱炭素ビジョン 2050

令和 3（2021）年 11 月に、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を発表しました。

このビジョンは、未来のいのちを守る「2050 年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。

令和 3（2021）年 12 月には、神奈川県地球温暖化対策推進条例*を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定め、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示しました。



地域圏別の脱炭素社会における将来像

出典: かながわ脱炭素ビジョン 2050

（５） 神奈川県地球温暖化対策計画

平成 21（2009）年 7 月に制定された「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の地球温暖化*対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、

平成 22（2010）年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定、その後、地球温暖化*等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和 4（2022）年 3 月に計画を改定しました。

本計画は、各主体が自主的な温暖化対策の促進を図り、化石燃料*に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すことを目的としています。

温室効果ガス*削減目標として、令和 12（2030）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を、平成 25（2013）年度比で 46%削減すること、長期目標として、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引き、全体としてゼロ）にする「脱炭素社会*の実現」を目指しています。

（6） かながわプラごみゼロ宣言

世界規模の社会問題となっているプラスチックによる海洋汚染が問題となっている中、鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、持続可能な社会を目指す SDGs の具体的な取組として、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、平成 30（2018）年に「ワンウェイプラの削減」、「プラごみの再生利用の推進」、「クリーン活動の拡大等」の 3 つの取組を掲げ、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、取組みを推進するために、令和 2 年（2020）3 月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」が策定されました。



「かながわプラごみゼロ宣言」啓発チラシ
出典：神奈川県ホームページ

（7） かながわ生物多様性計画

平成 28（2016）年 3 月、生物多様性基本法に基づき、「かながわ生物多様性計画」が策定されました。

目標として、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくこと、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを掲げており、その達成に向けて取組みを推進しています。

当初、令和 2（2020）年度に計画改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川県自然環境保全審議会（自然保護部会）の諮問を含めた計画改定に係る作業を 2 年延期としました。令和 4（2022）年から改定作業を再開しましたが、生物多様性国家戦略が令和 4（2022）年度中に改定されること、県の環境基本計画が令和 5（2023）年度末に改定されることから、それらとの整合性を図るため、さらに 1 年間改定を延期することとするとし、令和 5（2023）年度に改定することとなっています。

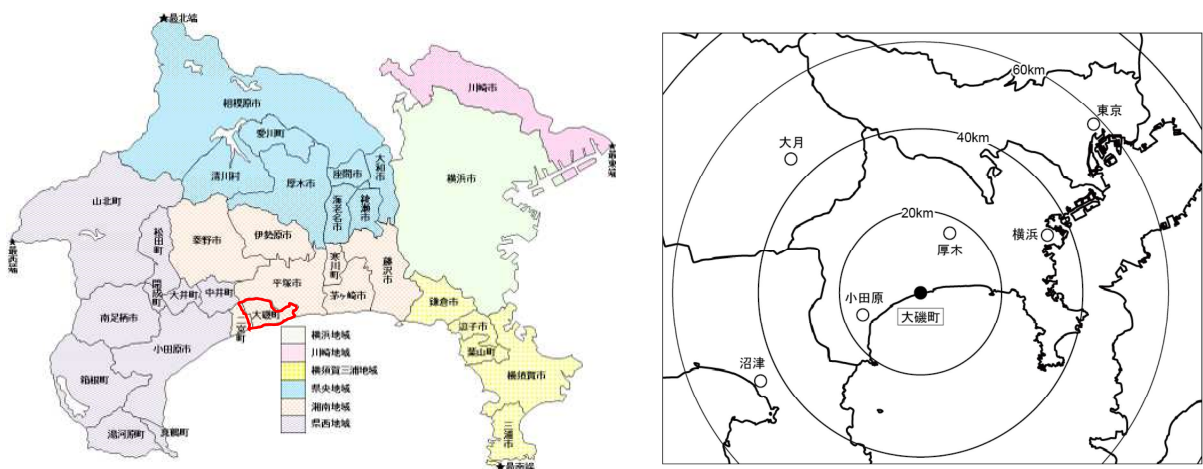
第3章 大磯町における環境の現状と課題

1 大磯町の概況

(1) 社会的条件

1) 町の位置・沿革

本町は神奈川県の大磯半島に位置し、南は相模湾、北は高麗山や鷹取山をはじめとした大磯地塊の丘陵地帯で、北と東は平塚市、西は二宮町と境を接しています。主要都市との距離は、横浜市とは約 30km、東京都心とは約 68km となっています。

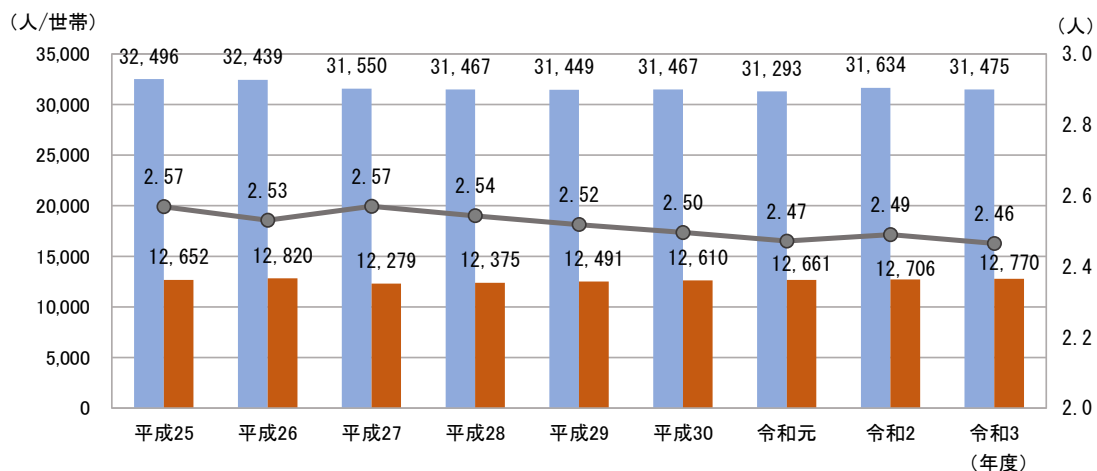


出典：神奈川県ホームページ

図一本町位置図

2) 人口

本町の人口は、平成 25 (2013) 年の 32,496 人をピークとして、それ以降は、微減またはほぼ横ばいで推移しており、令和 3 (2021) 年 10 月 1 日現在、31,475 人となっています。一方、世帯数は、若干の増減はあるものの、概ね増加傾向にあり、令和 3 (2021) 年 10 月 1 日現在で、12,770 世帯となっています。



グラフー人口と世帯数の推移

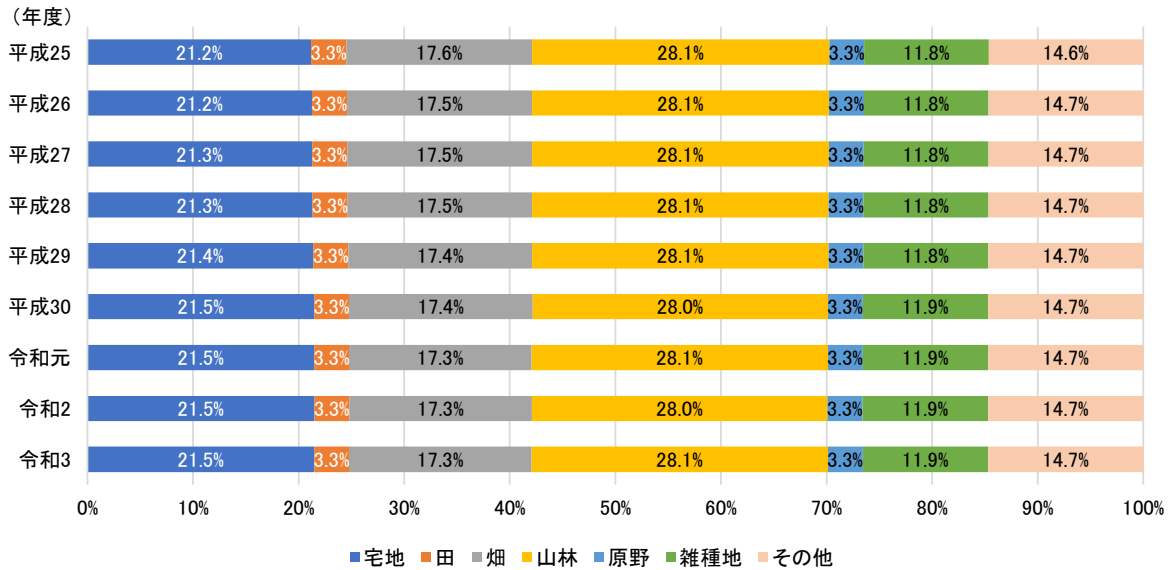
出典：大磯の統計 (各年 10 月 1 日現在)

3) 土地利用

令和3（2021）年の土地利用面積割合では、山林が28.1%、次いで宅地が21.5%、畑が17.3%となっています。

土地利用面積の推移は、平成25（2013）年から令和3（2021）年までの9年間で、宅地が0.3%増加しています。一方で、畑は0.3%減少しています。

グラフー地目別面積



出典：大磯の統計

4) 地形・河川

本町は東西7.6km、南北約2kmでやや長方形となっており、面積17,232k㎡となっています。北部は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）と200m程度の低い山地、丘陵が形成され、町域の65%を占めています。南部には平坦地が広がり、国道1号沿いに市街地が形成されており、海岸線へと続いています。

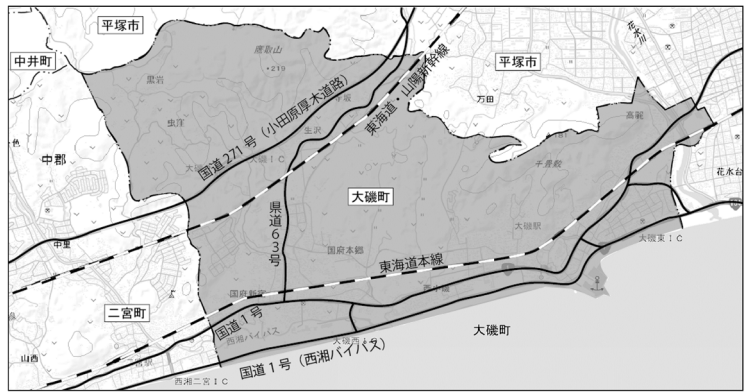
河川は、丹沢山系を源とする花水川、大磯丘陵を源とし市街地を流れる三沢川、鴨立川、血洗川や葛川と合流する不動川などがあり、すべて相模湾に注いでいます。



図一 地勢図

5) 交通

東西方向に都市間交通の幹線道路となっている国道1号、西湘バイパス、県央地域への重要な連絡路線の国道271号（小田原厚木道路）があり、南北方向に県道63号があります。また、JR東海道本線が東西に伸びています。丘陵地帯にはJR東海道・山陽新幹線が横断しています。

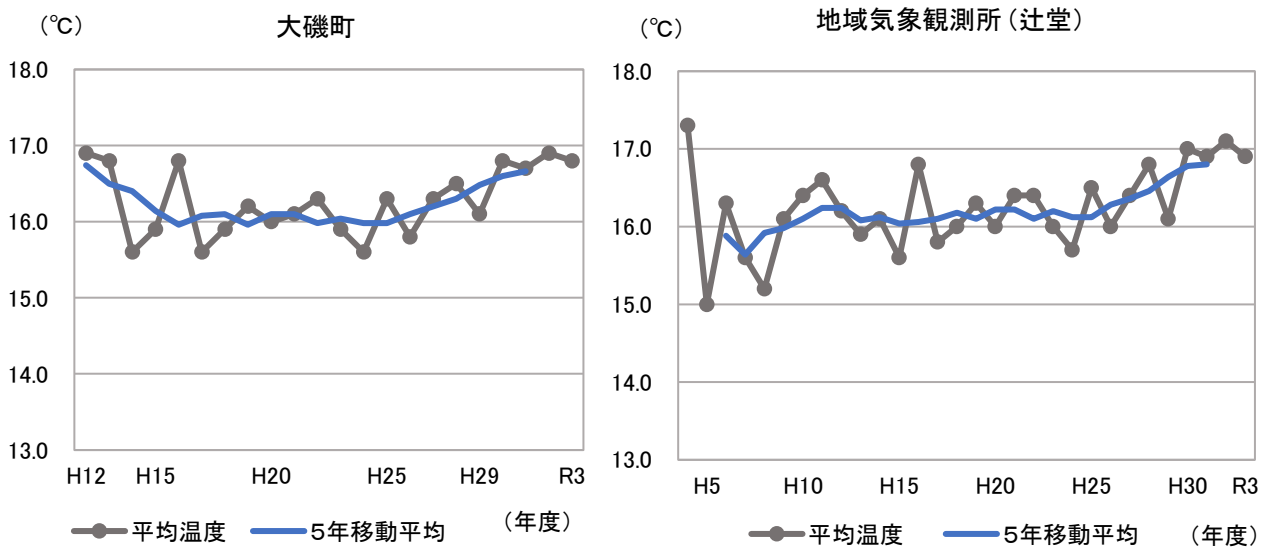


図一 交通網図

(2) 自然条件

1) 年平均気温

大磯町及び同地区（湘南地区）内にある地域気象観測所（辻堂）の年平均気温は、上昇傾向にあります。令和2（2020）年8月には同地点での観測史上最も高い36.9℃を記録しました。



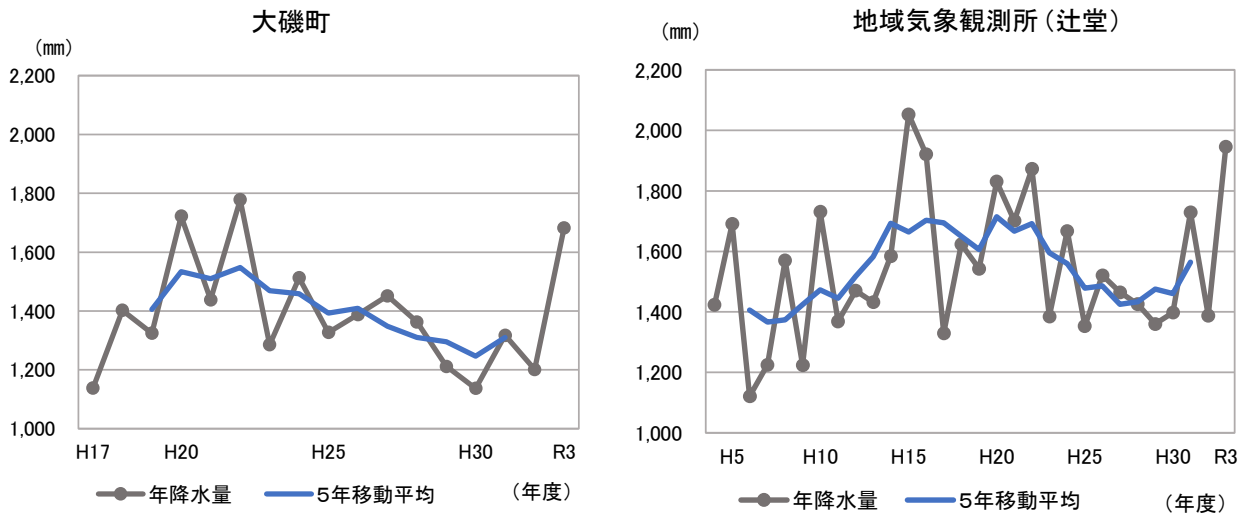
出典：大磯の統計

出典：気象庁（地域気象観測所〔辻堂〕）

図 年平均気温の経年変化

2) 年降水量

大磯町及び地域気象観測所(辻堂)の年降水量の変化は、明瞭な増減傾向が見られません。



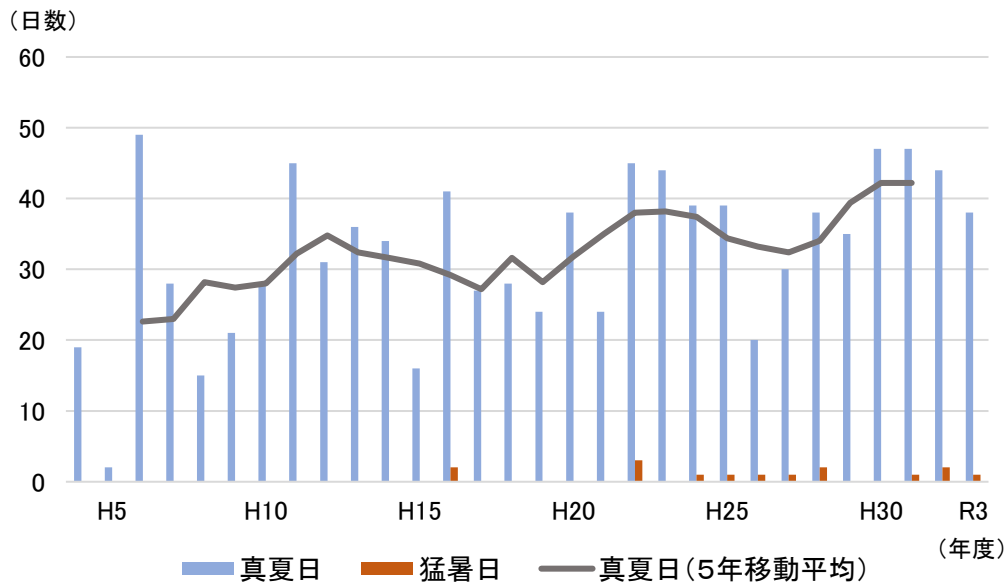
出典：消防年報

出典：気象庁(地域気象観測所〔辻堂〕)

図 年降水量の経年変化

3) 真夏日・猛暑日

地域気象観測所(辻堂)における真夏日(日最高気温が30℃以上)は増加傾向にあります。また、猛暑日(日最高気温が35℃以上)は、この10年間で増加傾向にあります。



出典：気象庁データを基に作成

図 真夏日及び猛暑日の日数の経年変化(地域気象観測所〔辻堂〕)

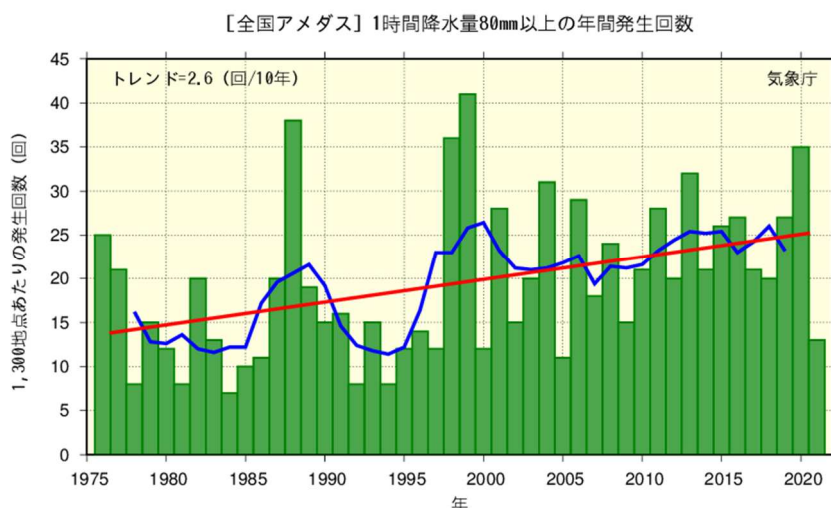
(3) 気候変動の影響

1) 猛烈な雨の増加

1時間あたり 80mm 以上の雨を猛烈な雨と呼びます。全国の1時間降水量（毎正時における前1時間降水量）80mm 以上の年間発生回数は増加しています（統計期間 1976～2021年で10年あたり 2.6回の増加、信頼水準 99%で統計的に有意）。これらの変化は気候変動（地球温暖化*）に伴う変化と整合していると考えられます

最近10年間（2012～2021年）の平均年間発生回数（約24回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加しており、2022年1月から8月までの1,300地点あたりの発生回数は19回です。

大磯町においても、令和3（2021）年9月には、猛烈な雨となる80mmには到達しませんが、非常に激しい雨にあたる1時間あたり53.0mmの雨が降りました。身近なところにおいても、気候変動の影響が表れています。



出典：気象庁ホームページ（大雨や猛暑日など〔極端現象〕のこれまでの変化）

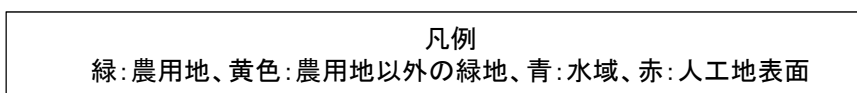
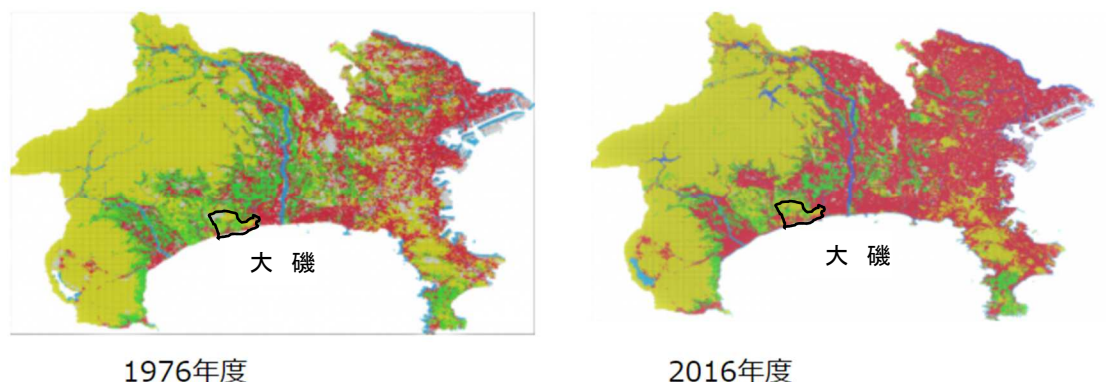
図 全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数の経年変化（1976～2021年）

※ 棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数を示す（全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値）。太線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

2) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド*現象の主な原因としては、人口排熱の増加（建物や自動車などからの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少及びアスファルトやコンクリート面等の拡大）、都市形態の高密度化（建物密集による風通しの阻害や天空率の低下）が挙げられます。

神奈川県内の地表面被覆の状況に関して、昭和 51（1976）年度と平成 28（2016）年度を比較すると、農用地などの緑地が減少し、人口地表面が増加しています。



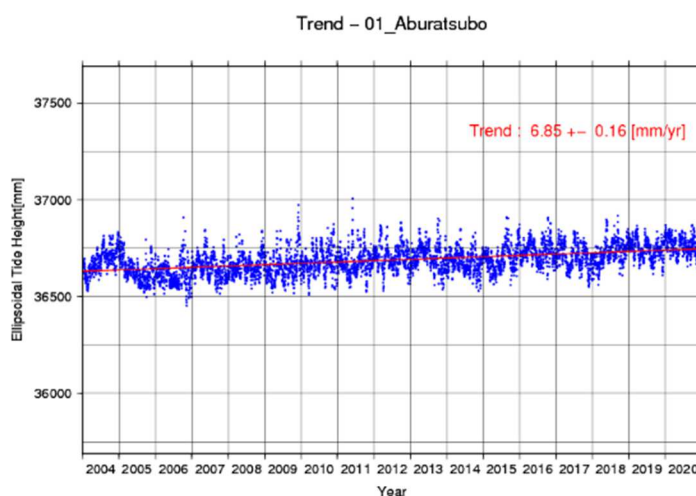
出典：神奈川県ホームページ（神奈川県気候変動適応センター）

図 神奈川県内の地表面被覆の状況

3) 沿岸への影響

気候変動による気温の上昇は、海水の熱膨張、氷河や氷床の融解、滑り落ちを引き起こすことで、海面水位を上昇させます。

現在、油壺験潮場（神奈川県三浦市）において、海面水位は年 6.85mm の割合で上昇し、将来も海面上昇が予測されています。



出典：地盤上下変動を補正した海面水位変化（油壺験潮場）（国土地理院ホームページより）

図 油壺験潮場における海面水位の変化

大磯町における高潮浸水想定区域は以下の図の通りであり、沿岸部では最大3m以上～5m未満の浸水の深さが想定されています。

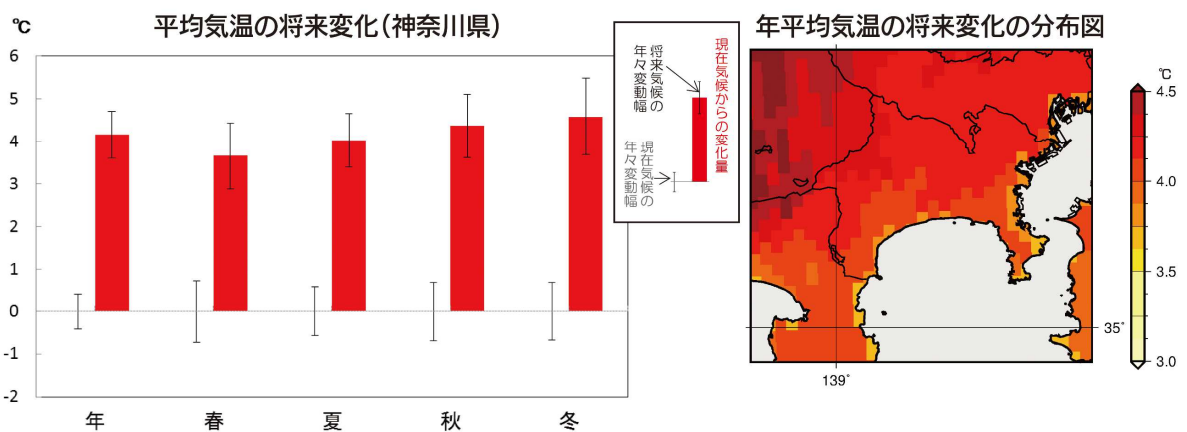


図 高潮浸水想定区域図

出典：神奈川県ホームページ

4) 気候変動の将来予測

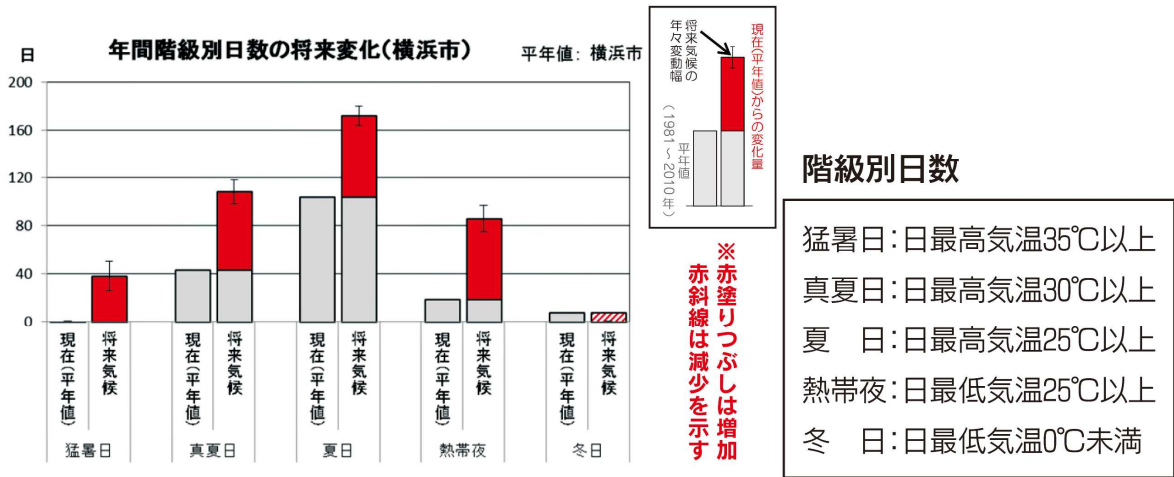
神奈川県では、地球温暖化*が最も進行する場合、21世紀末（2076～2095年）には、20世紀末（1980～1999年）よりも年平均気温が約4℃上昇すると予測されています。



出典：「神奈川県の21世紀末の気候」（横浜地方気象台）

図 神奈川県の平均気温の将来変化

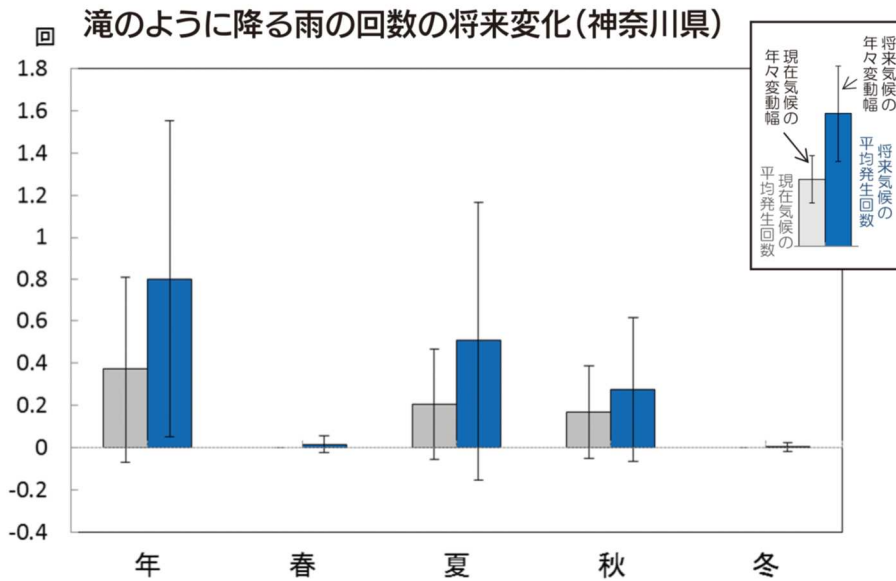
地方気象台のある横浜市では、猛暑日が今後100年間で年間約40日増加すると予測されています。また、真夏日も約70日増加すると予測されています。



出典:「神奈川県21世紀末の気候」(横浜地方気象台)

図 神奈川県の年間階級別日数の将来変化

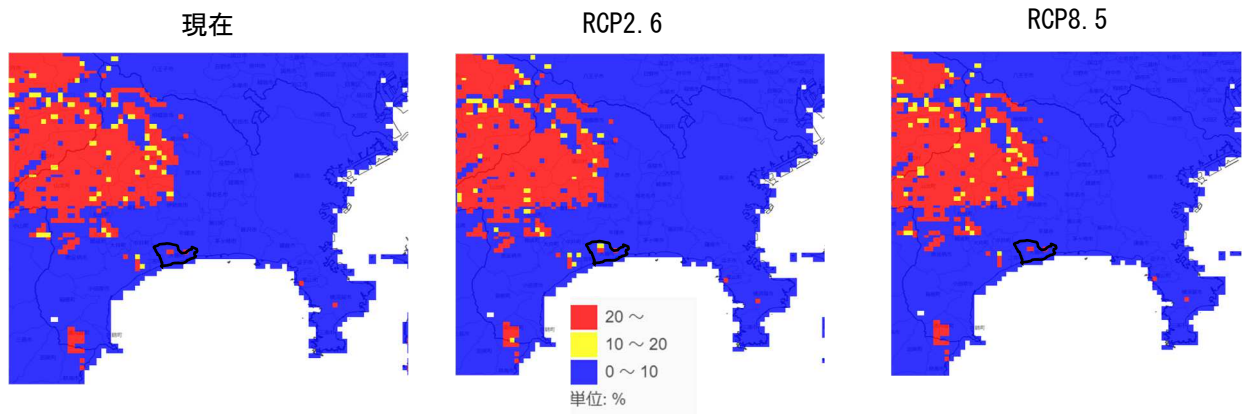
滝のように降る雨(1時間降水量50mm以上)の発生は、今後100年間で約2倍になると予測されています。



出典:「神奈川県21世紀末の気候」(横浜地方気象台)

図 神奈川県の1時間降水量50mm以上の将来変化

21世紀末（2081～2100年）における大磯町の土砂災害（斜面崩壊）の発生確率は、厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）ともに、ほとんど変化が見られませんでした。大磯町においては土砂災害発生確率の高い地点が見受けられます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

図 21世紀末〔2081～2100年〕における土砂災害（斜面崩壊）の発生確率【将来予測】

（現在〔1981～2000年〕に対する倍率）

- 注1) 「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」における影響評価の研究成果（S8 データ）で示される4つの気候モデルのうち、主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」の予測結果を示す。
- 注2) 地形、地質と降雨量変化に応じた地下水上昇の条件を、全国における過去の斜面崩壊の実績に基づいて決定し、年最大日降水量の将来値を用いて評価をしている。なお、この発生確率は、何年間に1回発生するといったものではなく、年最大日降水量の変化による斜面崩壊の確率を示すものである。

2 前計画の進捗状況と課題

(1) 計画の進捗状況

前計画では、町が重点的に取り組むべき5つのプロジェクトを設定し、取り組みを推進してきました。各項目で示している環境指標は、前計画の計画期間における環境指標と実績を示しています。

1) 自然環境の保全プロジェクト ～豊かな自然とふれあえるまち～

① 里山の緑を守り、憩の場にしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
都市計画区域内 の緑の割合	56.0%	56.0%	56.0%	56.7%	66.3%	66.36%	66.36%	66.36%	66.36%	68.30%	60.0%
竹林整備面積	—	—	—	—	—	—	—	800㎡	—	1,780 ㎡	5ha
里山ボランティア 参加人数【年間】	12人	10人	10人	10人	11人	11人	11人	—	9人	9人	30人
里山体験学習の 参加者数【年間】	—	—	—	—	—	—	—	15人 鳥獣対策	13人 整備参加者	—	100人
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の緑の割合は、平成28年度に目標値を達成しました。 竹林整備は、令和元年度、3年度に「県民参加の森林づくり事業」により整備を行っています。 里山ボランティアの年間参加人数は、概ね横ばいで推移しています。 里山体験学習は前計画の計画期間に実施しませんでした。鳥獣対策の整備について参加者を集めて令和元年度、2年度に実施しました。 											

※太字は目標を達成したものの

② 農とのふれあいを深め、農地を守ろう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
ふれあい市民農 園*の区画数	258 区画	257 区画	263 区画	285 区画	291 区画	296 区画	296 区画	296 区画	291 区画	277 区画	300 区画
体験農園の開設 箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2箇所
農業体験学習の 年間参加者数	30人	30人	18人	15人	16人	13人	13人	8人	7人	33人	50人
地場産品の 学校給食普及率	9.5%	6.6%	9.4%	18%	18%	10.9%	17.3%	17.4%	8.30%	15.8%	15.0%
<ul style="list-style-type: none"> ふれあい市民農園の区画数は、概ね横ばいで推移しています。 指標としての体験農園の開設箇所数と、市民農園の区画数は、関係性も含め整理する必要があります。 農業体験学習の年間参加者数は、平成25年から減少傾向にありましたが、令和3年度に増加しています。 地場産品の学校給食普及率は、平成27年度に目標値を達成後、概ね横ばいで推移しています。 											

※太字は目標を達成したものの

③ 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
雨水貯留槽*の 設置補助件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	制度 創設
水辺の自然体験・ 学習への参加者 数【年間】	72人	119人	120人	153人	7人	279人	63人	63人	※1	21人	100人
生き物調査・観察 会の参加人数 【年間】	176人	270人	216人	169人	56人	148人	55人	55人	※2	※2	200人
<ul style="list-style-type: none"> 前計画の計画期間において、雨水貯留槽の設置補助は、制度創設に至りませんでした。 水辺の自然体験・学習への年間参加者数は、平成25年度に目標値を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています(※1)。 生き物調査・観察会の年間参加人数は、平成25年度に目標値を達成しました。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています(※2)。 											

※太字は目標を達成したもの

④ 生き物とのふれあいを大切にしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
学校等のビオトープ数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
傷病野生鳥獣の 復帰率・里親率	27.6%	56.6%	69.9%	68.2%	76.3%	71.1%	65.80%	64.40%	60.65%	58.71%	50.0%
生物多様性調査	—	—	—	鳥獣農 業被害 状況取り まとめ	—	—	鳥獣農 業被害 状況取り まとめ	—	野生 (小)動 物被害 調査	野生 (小)動 物目撃 調査	データ 作成
<ul style="list-style-type: none"> 学校等のビオトープ数は、横ばいで推移しています。 傷病野生鳥獣の復帰率・里親率は、平成25年度以降、目標値を達成しています。 生物多様性調査は、平成27年度以降、鳥獣農業被害状況の取りまとめや野生(小)動物の被害、目撃調査を行っています。 											

※太字は目標を達成したもの

2) 歴史・文化・景観の保全プロジェクト ～歴史・文化と自然が共生するまち～

① 大磯らしい景観づくりを進めよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
町民一人当たりの施設緑地の面積	46.52 m ²	46.92 m ²	47.20 m ²	47.20 m ²	57.32 m²	57.32 m²	57.32 m²	57.32 m²	57.62 m²	58.15 m²	50.00 m ²
保存樹の指定箇所数	—	制度 創設	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	制度 創設
いけがき緑化の助成延長	730m	763.7 m	781m	797m	817m	823m	823m	834m	846.8 m	846.8 m	870m
シンボルツリーの指定箇所数	11 箇所	18 箇所	21 箇所	25 箇所	29 箇所	31 箇所	34 箇所	35 箇所	36 箇所	38 箇所	50 箇所
<ul style="list-style-type: none"> 町民一人当たりの施設緑地の面積は、平成28年度に目標値を達成し、その後も増加傾向にあります。 保存樹の指定箇所数は、平成25年度に制度を創設し、その後は着実に指定箇所数を増やしています。 いけがき緑化の助成延長は、増加傾向となっており、目標値達成まで残り23.2mとなっています。 シンボルツリーの指定箇所数は、増加傾向にあります。 											

※太字は目標を達成したものの

② 大磯の歴史・文化を大切にしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
郷土資料館の来場者数【年間】	27,049 人	29,179 人	30,355 人	25,673 人	17,862 人	35,826 人	28,900 人	22,201 人	11,053 人	24,091 人	32,000 人
生涯学習館の来場者数【年間】	20,867 人	22,706 人	20,150 人	23,204 人	26,137 人	23,942 人	25,017 人	20,811 人	7,583 人	11,576 人	22,400 人
歴史・文化ふれあい講座への参加者数【年間】	261 人	306 人	348 人	339 人	140 人	638 人	303 人	303 人	0人	54 人	300 人
<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料館の年間来場者数は、平成29年度に目標値を達成しましたが、現在は20,000人前後で推移しています。 生涯学習館の年間来場者数は、平成25年度に目標値を達成しましたが、現在は10,000人前後で推移しています。 歴史・文化ふれあい講座への年間参加者数は、平成25年度に目標値を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催となっています。 											

※太字は目標を達成したものの

③ 自然と共生するまちづくりを進めよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
保存樹の指定箇所数【再掲】	—	制度 創設	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	制度 創設
都市計画公園の町民一人当たりの面積	8.51 m ²	9.56 m²	9.67 m²	9.67 m²	9.95 m²	9.95 m²	9.95 m²	9.95 m²	9.95 m²	10.72 m²	8.51 m ²
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園の町民一人当たりの面積は、平成25年度に目標値を達成し、その後も増加傾向にあります。 											

※太字は目標を達成したものの

④ 環境にやさしいまちづくりを進めよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度	
歩道整備の延長	12.93km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	13.00km	16.28km	
住宅の耐震化率	65.0%	66.7%	67.83%	68.66%	70.29%	71.16%	72.02%	73.08%	74.02%	74.92%	90.0%	
公用車の低公害車の導入	3台	10台	14台	18台	22台	27台	29台	31台	33台	35台	14台	
電気自動車購入への補助	—	—	充給電器の補助								▶	制度創設
放置自転車の台数【年間】	90台	57台	33台	30台	32台	12台	19台	22台	6台	11台	0台	
<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備の延長は、概ね横ばいを推移しています。 住宅の耐震化率は、増加傾向となっています。 公用車の低公害車の導入は、平成26年度に目標値を達成し、その後も増加傾向が続いています。 電気自動車購入への補助は、次世代自動車*購入への補助等として、補助制度創設を図る必要があります。 放置自転車の年間台数は、概ね減少傾向となっています。 												

※太字は目標を達成したものの

3) 生活環境の保全プロジェクト ～健康で安心して暮らせるまち～

① 空気をきれいにしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度	
苦情件数(大気汚染・悪臭)【年間】	14件	5件	2件	2件	2件	2件	1件	6件	5件	3件	0件	
二酸化窒素*濃度	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	環境基準値以下	現状維持	
公用車の低公害車の導入【再掲】	3台	10台	14台	18台	22台	27台	29台	31台	33台	35台	14台	
電気自動車購入への補助【再掲】	—	—	充給電器の補助								▶	制度創設
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染・悪臭に関する年間の苦情件数は、令和元年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。 二酸化窒素濃度は、環境基準値以下となっており、目標値を達成しています。 												

※太字は目標を達成したものの

② 水をきれいにしよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
苦情件数(水質汚濁) 【年間】	6件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	2件	3件	0件
すべての河川水質(BOD*値)	最大 12mg/ℓ	最大 7mg/ℓ	最大 5.2 mg /ℓ	最大 5.7 mg /ℓ	最大 7.1mg /ℓ	最大 4.6mg /ℓ	最大 4.6mg /ℓ	最大 4.8mg /ℓ	最大 5.9mg /ℓ	最大 6.3mg /ℓ	5mg/ℓ 以下
公共下水道整備率	56.06%	63.40%	65.70%	67.20%	69.51%	71.74%	72.74%	73.85%	76.19%	77.86%	100%
公共下水道接続率	75.11%	75.56%	76.19%	75.87%	75.96%	76.49%	76.90%	77.09%	77.40%	77.86%	100%
合併処理浄化槽* 補助件数(累計)	15件	16件	17件	20件	21件	21件	21件	21件	21件	21件	50件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁における年間の苦情件数は、平成26年度に目標値を達成したが、現在は3件程度で推移しています。 ・ 河川水質は、平成29年度に目標値を達成しましたが、令和2年度以降、谷戸川で目標値を上回っています。 ・ 公共下水道整備率は、増加傾向で推移しています。 ・ 公共下水道接続率は、増加傾向で推移しています。 ・ 合併処理浄化槽の補助は、平成29年度以降、新規の申請はありません。 ・ 公共下水道及び合併処理浄化槽による汚水処理の方法ごとの数値のほか、町全体の汚水処理の割合の傾向を把握する必要があります。 											

※太字は目標を達成したものの

③ 静かな暮らしを守ろう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
苦情件数(騒音) 【年間】	6件	4件	2件	4件	4件	5件	7件	8件	12件	8件	0件
苦情件数(振動) 【年間】	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	現状維持
<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音の苦情件数は、概ね横ばいで推移しています。 ・ 振動の苦情件数は、目標値の達成を維持しています。 											

※太字は目標を達成したものの

4) 循環型社会の構築プロジェクト ～限りある資源を大切にすまち～

① ごみの減量とリサイクルを進めよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
一人1日当たりのごみの排出量	1,038g	982g	895g	933g	996g	954g	944g	952g	912g	912g	984g
ごみの資源化* 率	26.9%	30.4%	34.60%	30.40%	28.54%	29.14%	28.14%	28.79%	30.30%	28.5%	34.0%
コンポスト容器* のあっせん件数 (累計)	2,218 件	2,292 件	2,330 件	2,367 件	2,393 件	2,433 件	2,462 件	2,451 件	2,472 件	2,494 件	2,500 件
電動生ごみ処理 機の補助件数(累 計)	297 件	327 件	453 件	485 件	492 件	498 件	499 件	505 件	510 件	523 件	425 件
<ul style="list-style-type: none"> 一人1日当たりのごみの排出量は、平成 25 年度に目標値を達成しており、その後も概ね減少傾向で推移しています。 ごみの資源化率は、平成 26 年度に目標値を達成しましたが、現在は概ね 30%で推移しています。 コンポスト容器のあっせん件数は、増加傾向を推移しており、目標値まで残り6件となっています。 電動生ごみ処理機の補助件数は、平成 26 年度に目標値を達成し、その後も着実に増加しています。 											

※太字は目標を達成したものの

② ごみの適正な分別・処理・処分と環境美化を進めよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
アダプト制度*の 参加団体数	4団体	5団体	6団体	6団体	6団体	6団体	5団体	5団体	5団体	6団体	6団体
不法投棄件数 【年間】	67 件	34 件	29 件	20 件	14 件	33 件	25 件	36 件	24 件	37 件	0件
<ul style="list-style-type: none"> アダプト制度の参加団体数は、目標値を達成しています。 年間の不法投棄件数は、概ね横ばいで推移しています。 											

※太字は目標を達成したものの

③ エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
住宅用太陽光発 電システム補助 件数(累計)	122 件	226 件	248 件	268 件	276 件	286 件	293 件	304 件	311 件	321 件	500 件
公共施設への太 陽光発電システ ムの導入件数(累 計)	8件	10 件	10 件	12 件	12 件	12 件	11 件	11 件	11 件	11 件	18 件
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム補助件数は、着実に増加しています。 公共施設への太陽光発電システムの導入は、平成 28 年度以降、新規の導入はありません。 											

④ 幅広く地球環境問題に取り組もう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
グリーン購入* 基本方針の策定	—	—	—	—	契約上のグリーン購入の推進					→	方針 策定
<p>・ グリーン購入基本方針は未策定ですが、町が物品等を調達する際にはグリーン購入を推進しています。</p>											

5) 環境教育・学習の推進プロジェクト ～協働による環境づくりをするまち～

① 環境に対する意識を高め、行動につなげよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
こどもエコクラブ の数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4 クラブ
環境アドバイザー* の登録人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	制度 創設
<p>・ 前計画の計画期間において、こどもエコクラブの設立及び環境アドバイザーの制度創設に至りませんでした。</p>											

② パートナーシップを形成しよう

環境指標	前計画 策定時 平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値 令和4年 度
町ぐるみ美化キャンペーン参加人数【年間】	4,500人以上	4,471人	4,623人	4,133人	4,091人	3,576人	3,515人	3,560人	※1	※1	6,000人以上
環境シンポジウムの開催【年間】	—	—	—	1回	1回	1回	1回	1回	※2	※2	1回以上
自然観察講座のメニュー数【年間】	4講座	3講座	3講座	3講座	2講座	3講座	2講座	1講座	※3	※3	5講座
アダプト制度*の参加団体数【再掲】	4団体	5団体	6団体	6団体	6団体	6団体	5団体	5団体	5団体	6団体	6団体
環境行動チェックシートの作成	—	—	—	エコライフチェックシートの作成	エコライフチェックシートの配布・回収	HPにエコライフチェックシートを掲載	HPにエコライフチェックシートを掲載	HPにエコライフチェックシートを掲載	HPにエコライフチェックシートを掲載	—	シート作成
<p>・ 町ぐるみ美化キャンペーンの年間参加人数は、概ね横ばいを推移しています。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています(※1)。 ・ 環境シンポジウムの開催は、エネルギー講演会として平成27年度以降、年1回開催していましたが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています(※2)。 ・ 自然観察講座のメニュー数は、減少傾向にあります。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています(※3)。 ・ 環境行動チェックシートは、平成27年度にエコライフチェックシートを作成し、町民へ配布するとともにHPに掲載しました。</p>											

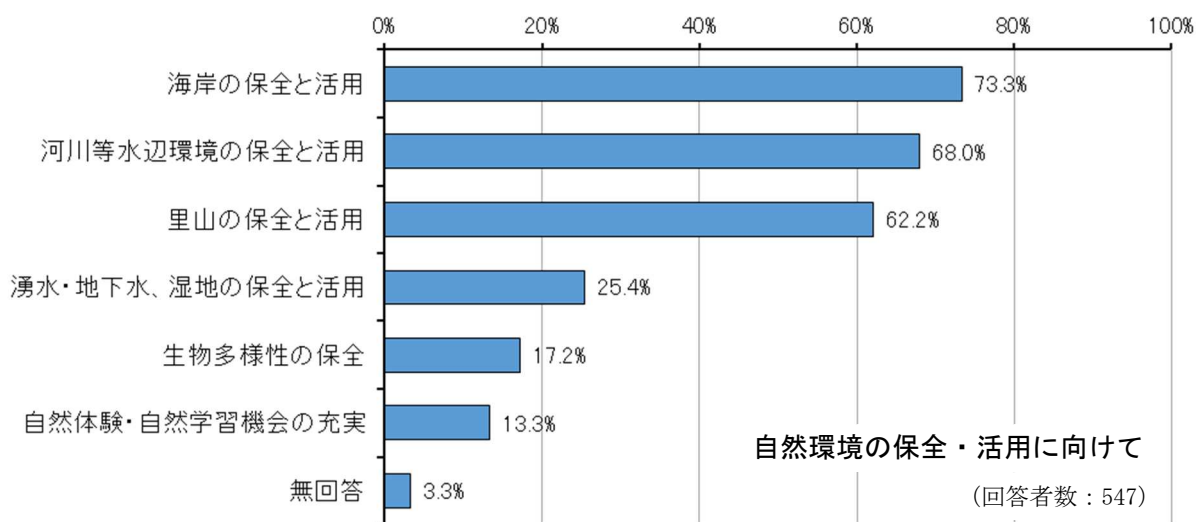
※太字は目標を達成したものの

(2) 町民の意識・意向の状況（アンケートの結果より）

本町では、令和3（2021）年11月に、環境に関するアンケートを実施し、町民が今後、町が優先的に取り組んでいく必要があると思うことについて調査しました。

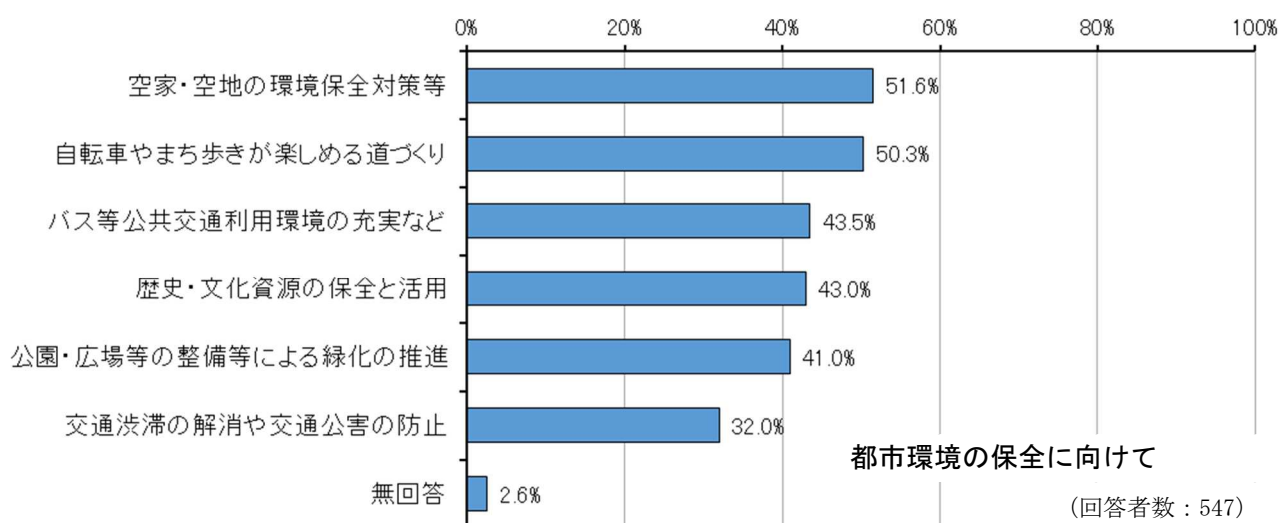
1) 自然環境の保全・活用に向けて

自然環境の保全・活用に向けて、「海岸の保全と活用」や「河川等水辺環境の保全と活用」、「里山の保全と活用」に係る施策の展開が特に期待されています。



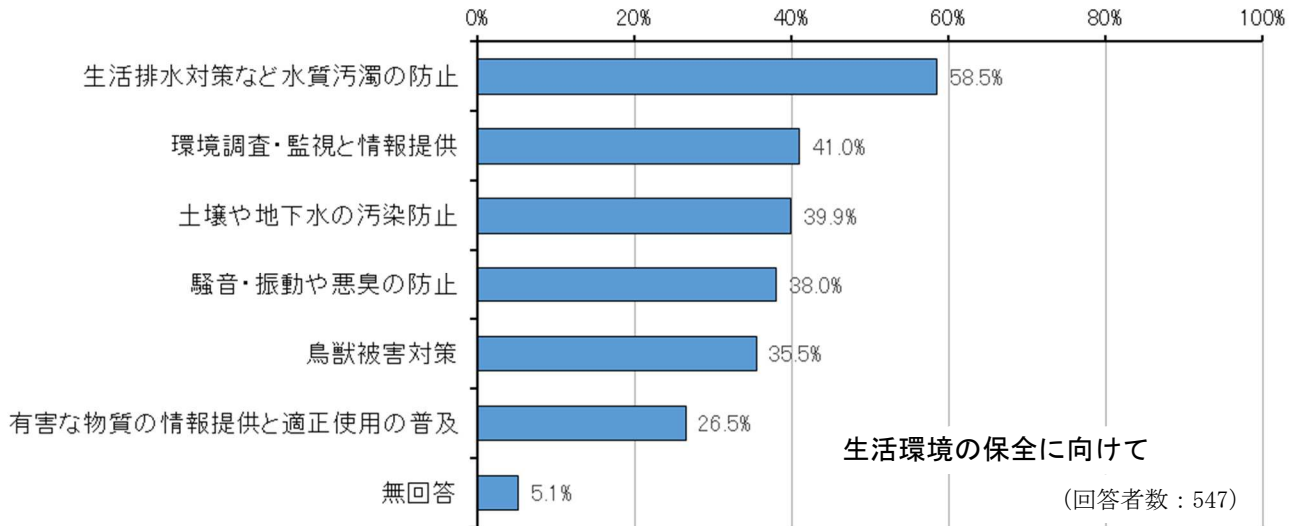
2) 都市環境の保全に向けて

都市環境の保全に向けて、「空家・空地の環境保全対策等」や「自転車やまち歩きが楽しめる道づくり」についてはそれぞれ5割以上と高くなっているなど、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた施策の展開が特に期待されています。



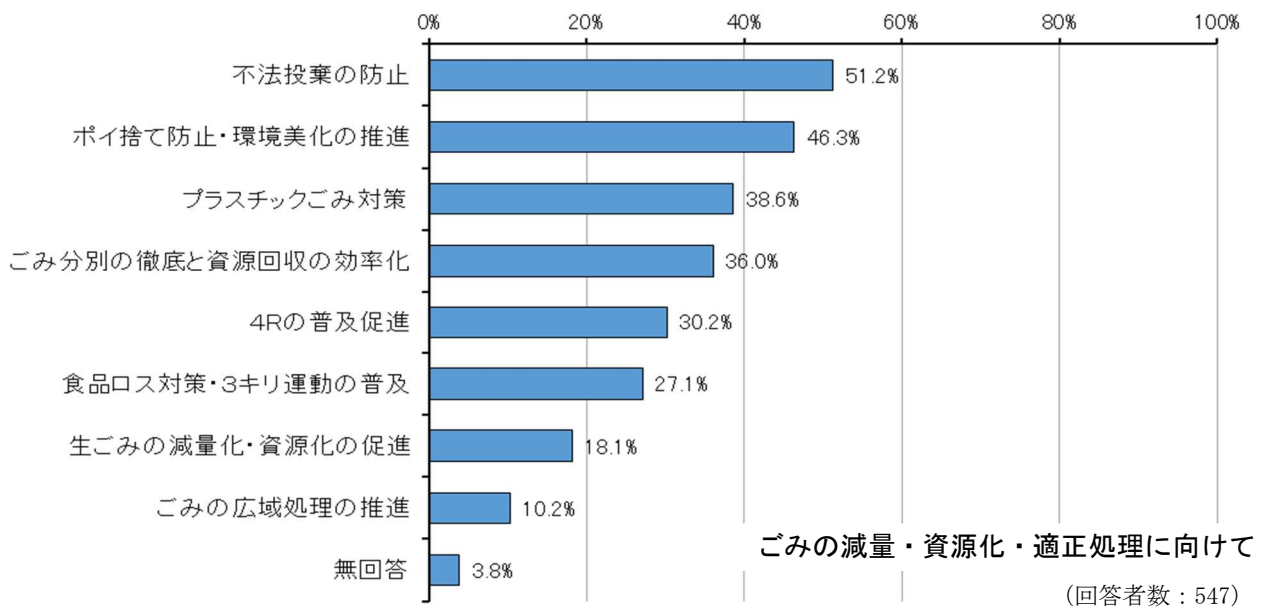
3) 生活環境の保全に向けて

生活環境の保全に向けて、6割近くの町民が「生活排水対策など水質汚濁の防止」に係る取組みを優先的に進めて欲しいとしています。問4でも「川や池の水のきれいさ」は住まい周辺の環境を良くしていくために重要なことの上位となっています。



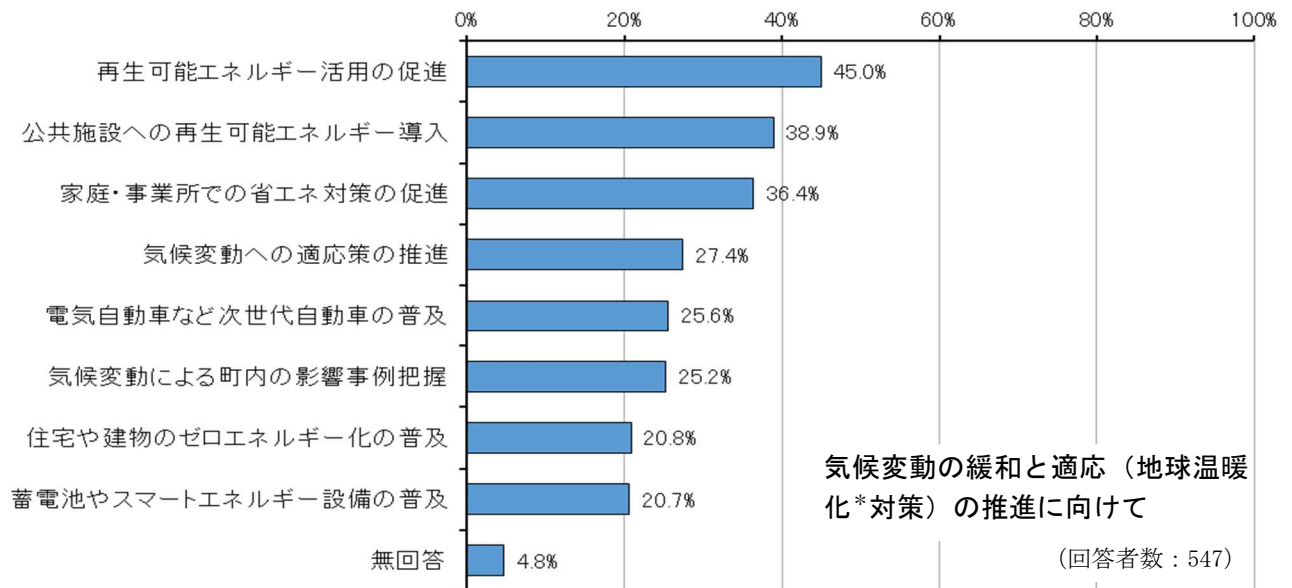
4) ごみの減量・資源化・適正処理に向けて

ごみの減量・資源化*・適正処理に向けて、「不法投棄の防止」や「ポイ捨て防止・環境美化の推進」がそれぞれ5割前後となっているほか、プラスチックごみ対策も4割近くあり、問4の環境を良くしていくために重要なことでも「まちの清潔さ」が第2位にあげられ、町民の関心が特に高いといえます。



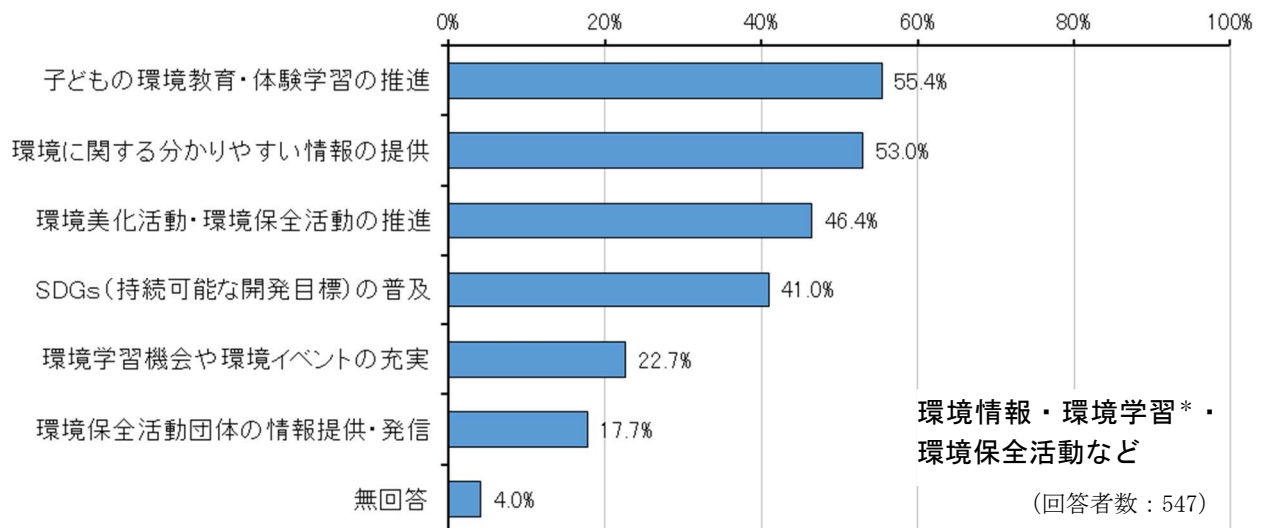
5) 気候変動の緩和と適応（地球温暖化対策）の推進に向けて

気候変動*の緩和と適応の推進に向けて、特に「再生可能エネルギー*活用の促進」に係る取組みを優先的に進めていく必要があるとしています。



6) 環境情報・環境学習・環境保全活動など

環境の保全及び創造を図っていく上で、地域の環境の状況について学び、課題を共有し、環境保全活動を協働で進めていく必要があります。こうした取組みを進めていく上で、「子どもの環境教育・体験学習の推進」や「環境に関する分かりやすい情報の提供」などを優先的に進めていくことが期待されています。



(3) 現状と課題

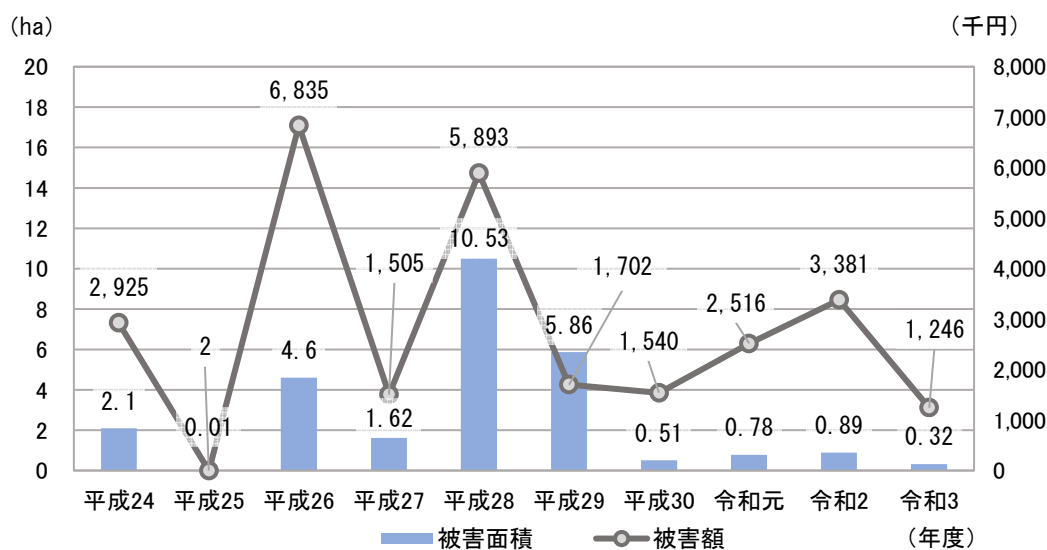
1) 自然環境の保全プロジェクト ～豊かな自然とふれあえるまち～

高麗山や鷹取山などの丘陵や里山、山裾に広がるみかん畑などの農地、花水川や葛川などの河川、こゆるぎの浜などの海辺といった多様な自然環境を保全・活用するとともに、多様な生き物の生息環境を保全・創造するための取組みを進めています。

都市計画区域内の緑の割合は、平成 24 (2012) 年度の 56.0%から、令和 3 (2021) 年度は 68.3%となっており、目標値 (60.0%) を達成しています。緑を保全し、創造する取組みを継続して進めていく必要があります。

また、農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。里地里山や農業の有する多面的機能を発揮させ、野生鳥獣との棲み分けなどを図っていくことが必要となっています。

このため、大磯町では、「大磯町鳥獣被害防止計画」に基づき鳥獣被害対策を推進しています。野生鳥獣による農作物被害の被害面積は、平成 24 (2012) 年度の 2.10ha から令和 3 (2021) 年度は 0.32ha、被害額は平成 24 (2012) 年度の 2,925 千円から令和 3 (2021) 年度は 1,246 千円と減少していますが、年度によっては大幅に増加していますので、引き続き計画的な防除対策に取り組む必要があります。



出典：「野生鳥獣による農作物被害の状況について」(神奈川県ホームページ)

図 大磯町の野生鳥獣による農作物被害状況

特定外来生物*のアライグマや重点対策外来種のハクビシンが確認されており、鳥獣被害を発生させています。また、特定外来植物ではオオキンケイギクが確認されており、見かけた場合は防除(駆除)するよう呼び掛けていますが、大磯町の生物多様性の保全のためにも、特定外来生物の生息調査の実施や、情報発信を強化する必要があります。

アンケートの調査結果によると、町民・事業者とも、「海岸の保全と活用」や「河川等水辺環境の保全と活用」、「里山の保全と活用」に係る施策の展開が期待されていますので、本町の豊かな自然環境を保全、活用するための施策に今後も力を入れる必要があります。

2) 歴史・文化・景観の保全プロジェクト ～歴史・文化と自然が共生するまち～

緑と調和した住宅地の街並みなど大磯らしい景観の保全・形成に図るとともに、鴨立庵や旧島崎藤村邸などの歴史・文化資源の保全、また、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然に配慮した交通体系の構築を進めています。

町民一人当たりの施設緑地の面積は、平成 24 (2012) 年度実績の 46.52 m²から令和 3 (2021) 年度実績は 58.15 m²と増加しており、目標値 (50.00 m²) を達成していますが、景観の保全・形成のために、引き続き取組みを進めていく必要があります。

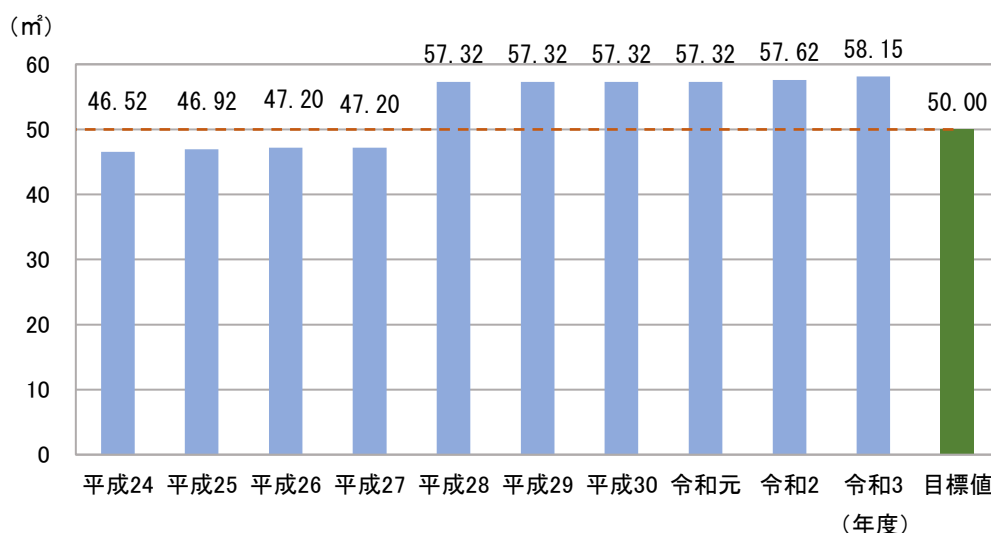


図 町民一人当たりの施設緑地の面積

保存樹の指定箇所数は、平成 25 (2013) 年度に目標である保存樹木・樹林*指定制度が創設され、令和 3 (2021) 年度までに 4 箇所が指定されていますが、取組みの継続に加えて、制度を広く周知させることが必要です。

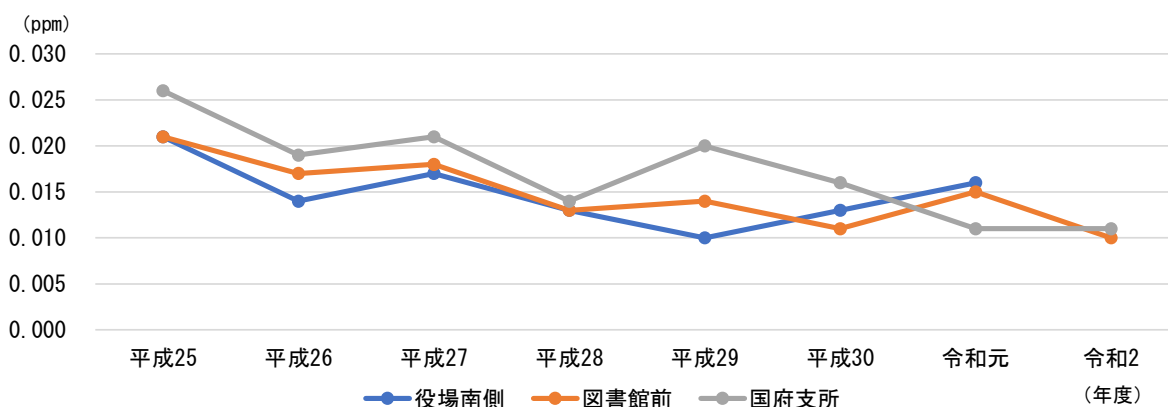
アンケート調査結果及び意見交換会によると、「歩道整備」や「公園整備」、「空家・空地対策」、「歴史・文化資源の活用と保全」等、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた施策の展開が特に期待されています。

また、「バス等公共交通利用環境の充実」や「歴史・文化資源の活用と保全」、「公園・広場等の整備等による緑化の推進」も 4 割以上の町民が今後の取組みに期待しており、環境保全とまちづくりと一体的な展開が期待されています。

3) 生活環境の保全プロジェクト ～健康で安心して暮らせるまち～

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するとともに、アスベスト*やダイオキシン類*などの有害化学物質の汚染を防止し、健康で安全な生活環境の保全のために、取組みを進めています。

大気汚染物質のうち、主に自動車から排出される二酸化窒素*の濃度は、概ね横ばいに推移しており、すべての調査地点において環境基準を上回っていません。引き続き日頃からの測定、監視により、長期的な傾向を把握しながら、現状を維持する必要があります。



出典：大磯の統計

図 二酸化窒素濃度の推移

(注) 試料採取方法：液体捕集法

測定方法：ザルツマン試薬を用いる吸光光度法

測定回数：年1回。冬に行う。

採取時間帯：正午から翌日の正午までの24時間

環境基準：人間の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持される事が望ましい基準

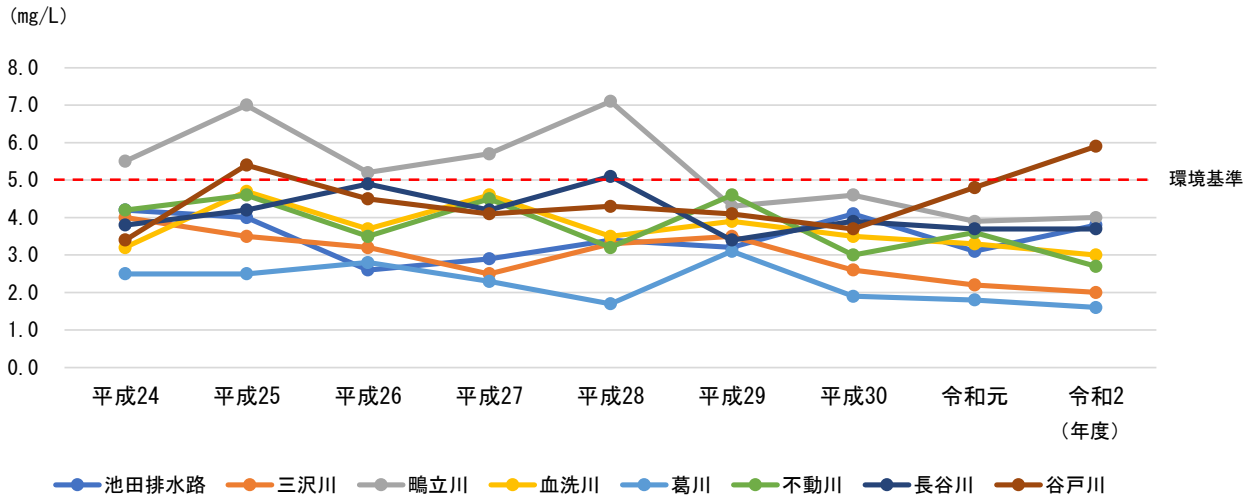
(規制基準ではない) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまたはそれ以下

(注) ppm：濃度の単位で、100万分の1を表す。たとえば、水1トンに物質が1g

混ざっている場合は1ppmである。

(注) 役場南側は令和2(2020)年度、調査を実施していない。

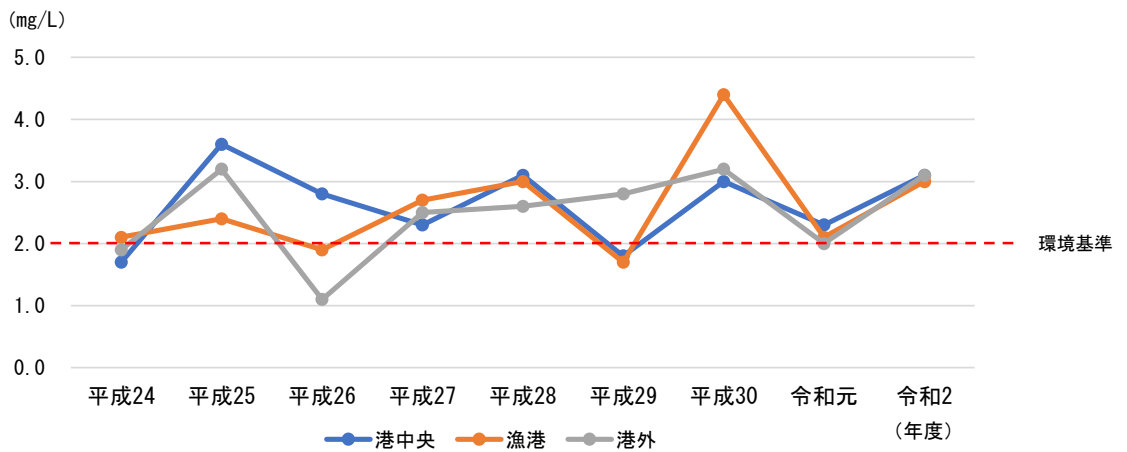
河川の水質調査を8地点で実施し、令和2（2020）年度は谷戸川を除く河川で環境基準を達成しています。また、海域の水質調査を3地点で実施し、平成24（2012）年度から令和2（2020）年度までの9年間では環境基準を上回る年度が多くなっていますので、河川、海域ともに水質改善に努めていきます。



出典：大磯の統計

(注) 環境基準：5 mg/L 以下

図 河川のBOD*の推移



出典：大磯の統計

(注) 環境基準：2 mg/L 以下

図 海域のCOD*の推移

また、大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音、振動それぞれの苦情件数は、大気汚染・悪臭、水質汚濁は減少していますが、騒音は増加していますので、その対応も必要となります。振動の苦情件数は平成24（2012）年度以降、0件を維持しています。

4) 循環型社会の構築プロジェクト ～限りある資源を大切にすまち～

地球への思いやりの心を育み、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの変換を図り、環境負荷の少ない循環型社会を構築し、4R*（リフューズ*：断る、リデュース*：発生抑制、リユース*：再使用、リサイクル*：再生利用）に基づき、限りある資源を大切にす取組みを推進しています。

一人1日当たりのごみの排出量は、平成24(2012)年度実績の1,038gから令和2(2020)年度実績は912gと減少しており、目標値(984g)を達成しています。ごみ処理量は、概ね横ばいを推移していますので、ごみ減量につながる取組みを強化する必要があります。

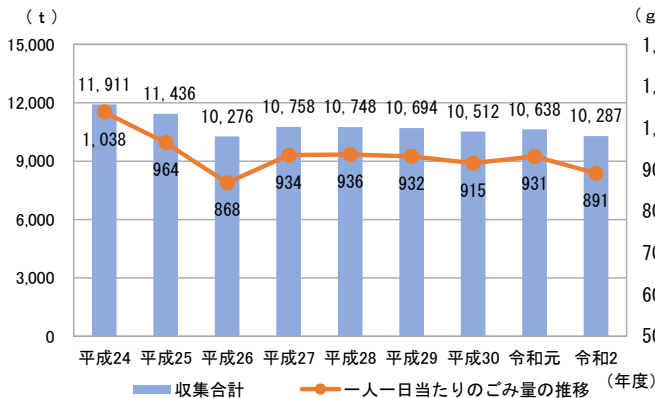


図1: ごみの収集量の推移
出典：大磯の統計

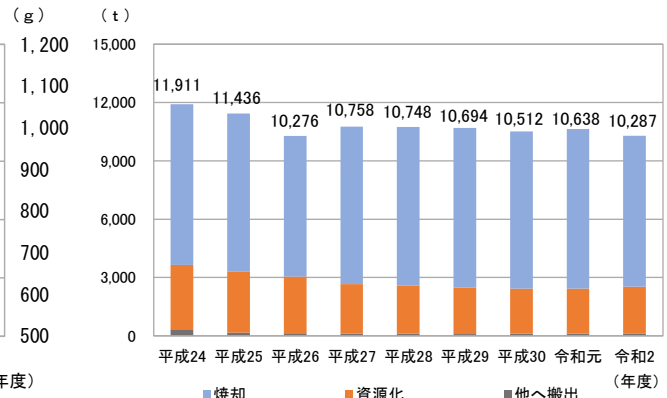
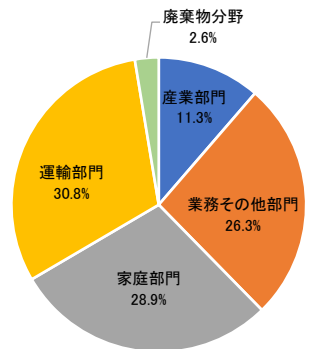
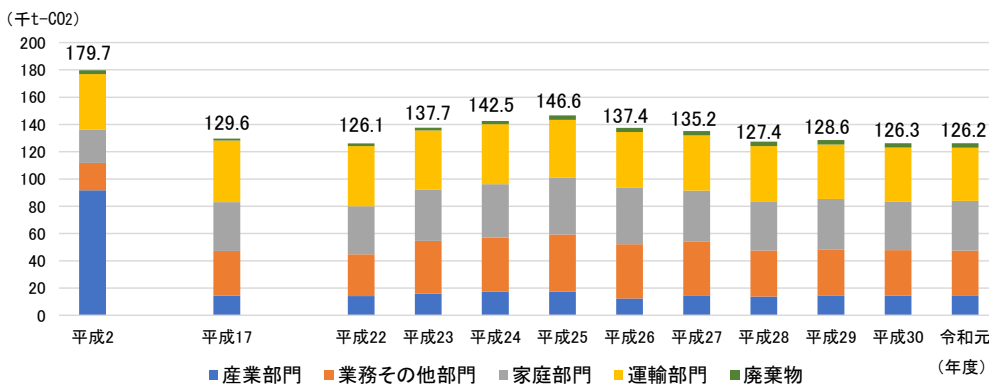


図2: ごみ処理量の推移
出典：大磯の統計

二酸化炭素排出量(暫定値)は、国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成25(2013)年度の146.6千t-CO₂から令和元(2019)年度は126.2千t-CO₂と13.9%減少していますが、中期目標である「令和12(2030)年度までに二酸化炭素排出量を79.2千t-CO₂まで削減」を達成するため、省エネルギー対策・脱炭素社会*構築に向けた取組みの周知や実施を行うことが必要です。



出典：環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」自治体排出量カルテを基に作成

※ 廃棄物分野の二酸化炭素排出量に関して、平成25年度以降の数値は大磯町の統計「ごみ焼却量」を基に算出

アンケート調査結果によると、ごみの減量・資源化*・適正処理に向けて今後、町が優先的に取り組んでいく必要があると思うことについて、町民の約4割がプラスチックごみ対策、約3割が食品ロス対策を挙げています。プラスチックごみと食品ロスの削減は、地球温暖化対策にもつながるので、町、町民、事業者で連携を図りながら、循環型社会の実現を目指す必要があります。

5) 環境教育・学習の推進プロジェクト ～協働による環境づくりをするまち～

自然体験などの環境教育・学習を進め、環境に関する情報を身近にすることで、環境の現状と仕組みについて知り、考え、環境にやさしい行動につなげることで、また、町・町民・事業者の協働による取組みを進めるとともに、自主的な環境保全活動を進めています。

自然観察講座の実施や、環境シンポジウムの開催について、令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施となっています。今後は、感染症拡大など、対面方式でのイベントが困難な状況となる状況にも対応できるよう、オンラインによる開催なども充実させていく必要があります。

町ぐるみ美化キャンペーンの年間参加人数は、概ね横ばいを推移していますので、更なる普及が求められます。

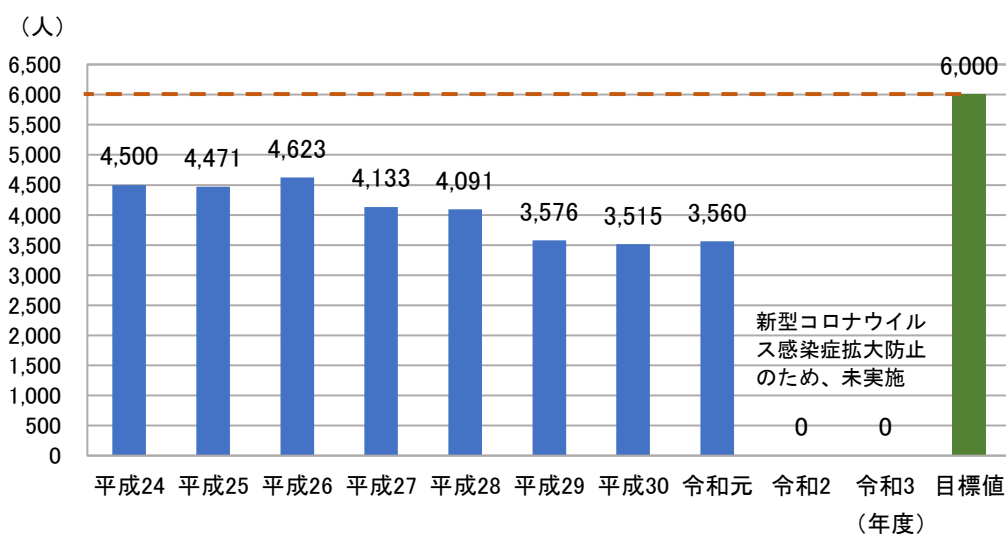


図 町ぐるみ美化キャンペーン参加人数の推移

アンケート調査結果によると、「環境学習*や自然体験、環境保全などの活動への参加」について、「今後してみたい」が約6割と高く、今後、取組みを進めやすい機会の充実や支援が必要です。また、75歳以上を除くと、それぞれ若い世代ほど「今後してみたい」との意向が高い傾向が見られます。また、「子どもの環境教育・体験学習の推進」や「環境に関する分かりやすい情報の提供」などを優先的に進めていくことが期待されていますので、今後は、参加しやすい内容を提供できるよう、事業の見直しや工夫が求められます。

6) その他

気候変動*適応策への対応も必要です。アンケート調査結果によると、町民の約3人に1人の割合で、今後、気候変動への適応を進めていく必要があると考えており、暮らしの安全性の確保、温暖化に対する適応が求められています。

神奈川県内の熱中症による救急搬送者数は、平成30(2018)年に過去最多の4,710人を記録し、令和元(2019)年も3,463人と高止まりをしています。今後、気候変動による気温の上昇等の影響により、人々の熱中症予防の対策に変化がないと仮定すれば、熱中症の救急搬送者数はさらに増加することが予測されていますので、熱中症等の健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行うことが必要です。



出典：神奈川県ホームページ（神奈川県気候変動適応センター）

図 県内の熱中症救急搬送者数の変化

気候変動の影響について周知啓発も必要です。ゲリラ豪雨や高潮被害に備え、ハザードマップ*の周知やマイ・タイムライン*（防災行動計画）の普及促進も大切です。

また、アンケート調査結果によると、今後どのようにSDGsの目標を達成していくかに関心のある町民も多く、国際的な目標であるSDGsについて、環境分野における推進も求められています。本計画において、どの施策や取組みが、どのSDGs目標に対応しているかを分かりやすく表記し、町民、事業者、町の行動に寄与できるよう整理します。

この他、近年注目されている電磁波、低周波音（空気振動等）、光害、香害等、町民が不安を感じている問題への対応が求められています。本町としては、国や県の取組みを注視しながら、引き続き情報の把握及び収集に努めていきます。

第4章 目指すべき将来像

目指すべき将来像

みんなで作る 人と自然が共生した持続可能なまち 大磯

前計画では、「豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯」を基本目標として、町・町民や滞在者・事業者が協力しながら、豊かな自然や歴史・文化資源を守り、大磯らしいまちを目指してきました。

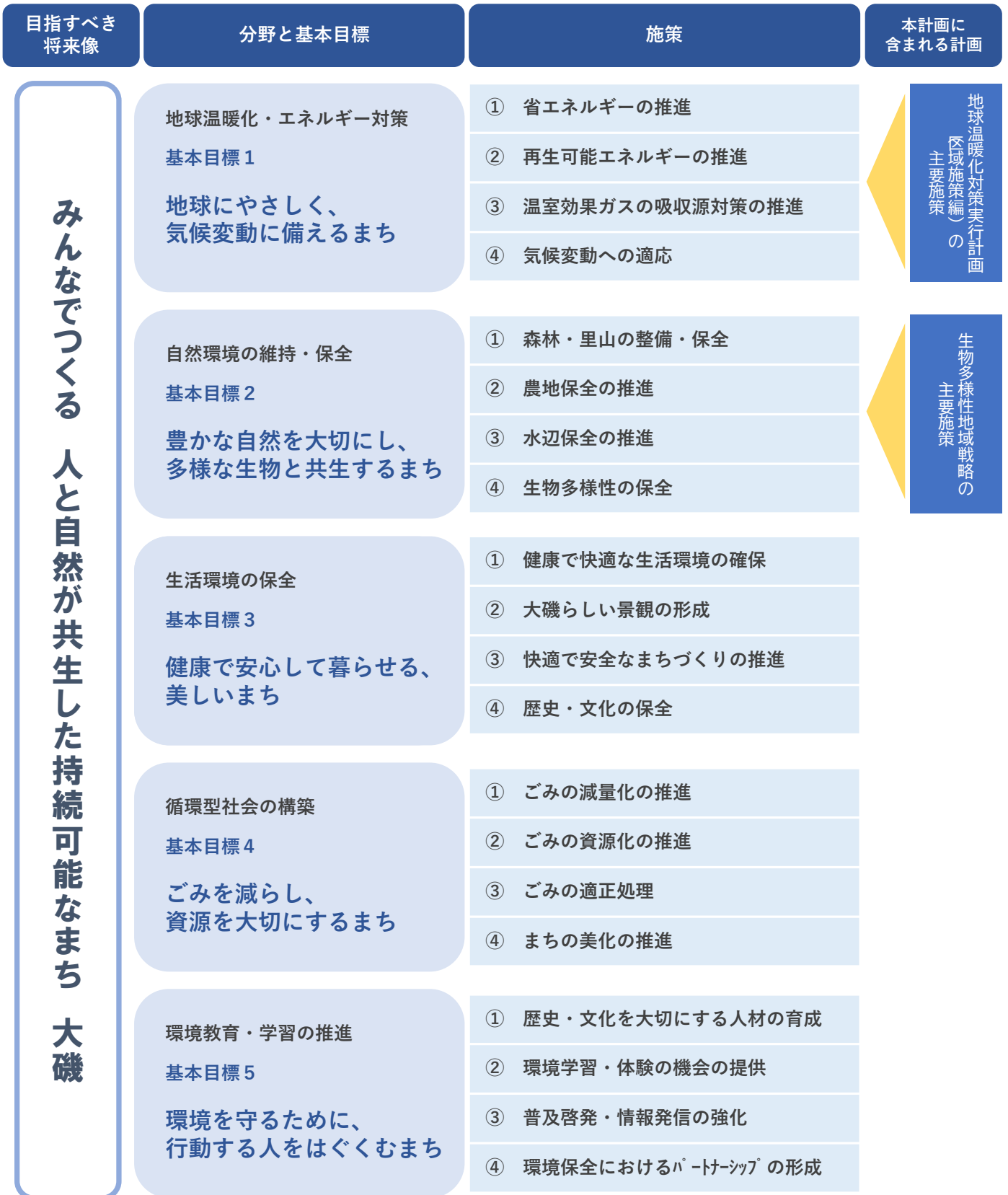
本町には、緑豊かな高麗、鷹取の山並みや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなぎさなど、豊かで美しい自然があり、嶋立庵や旧島崎藤村邸に代表される多くの歴史的文化遺産も有しています。

これらを守り将来の世代に引き継ぐこと、気候変動*の影響に備えながら、地球温暖化に対応していくこと、循環型社会を構築していくことは本町の課題の一つと言えます。

また、本町で暮らし、働き、活動している、地域社会を構成する一人ひとりが、環境について学び、自分事として環境負荷を減らすために取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、本町の環境を自然豊かで住みやすい「持続可能なまち」にしていくこと目指し、『みんなで作る 人と自然が共生した持続可能なまち 大磯』を将来像として決めました。

第5章 環境保全に関する施策



施策体系図

(地球温暖化・エネルギー対策)

基本目標 1

「地球にやさしく、気候変動に備えるまち」



地球温暖化の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、地球温暖化は世界全体で取り組むべき課題となっています。本計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、二酸化炭素の排出抑制を図っていくため、「カーボンニュートラル*」から「カーボンネガティブ*」へと一歩踏み込んだ視点から、地球温暖化・エネルギー対策の検討を進めます。

また、本町では、国が「脱炭素ロードマップ*」で示した「脱炭素先行地域*」に選定されることを目指し、二酸化炭素の排出削減の取組みを推進します。

■ 現状^{すうせい}趨勢による将来予測

現状趨勢とは、追加的な対策を見込まず、インフラなどは現状のものを使い続けるという前提で、人口や経済成長等の影響（活動量）のみが変化するという考え方にに基づき将来の二酸化炭素排出量を予測することをいいます。

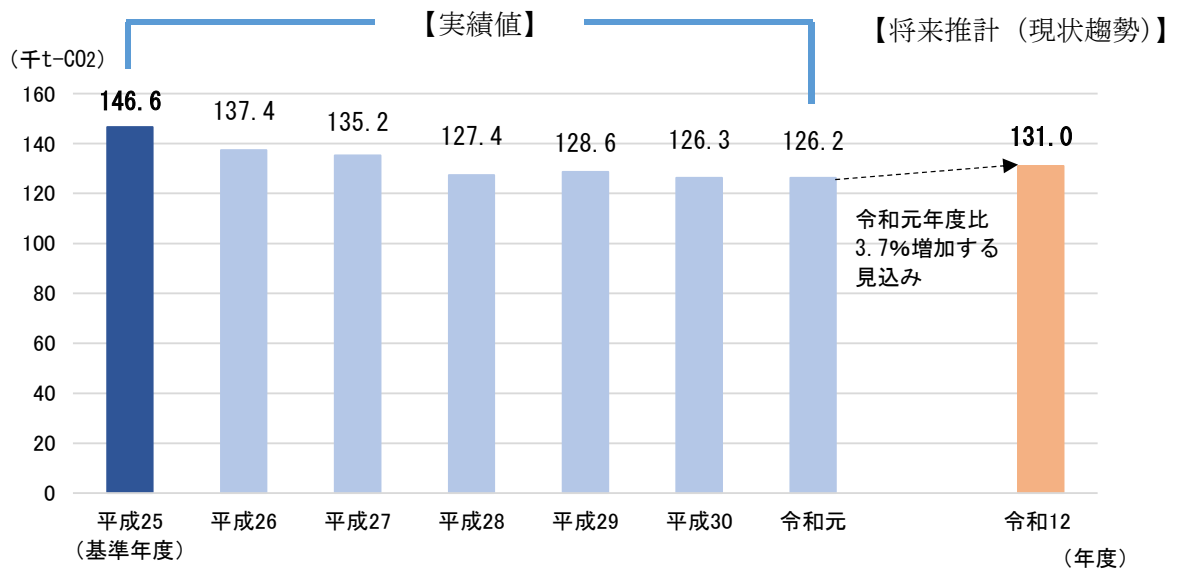
現状趨勢を推計するにあたり、用いた活動量指標と将来の活動量の考え方は次のとおりです。

表 将来推計に用いた活動量指標と将来の活動量の考え方

部門		活動量指標	将来の活動量の考え方
産業部門	製造業	製造品出荷額	近年の傾向から製造品出荷額は緩やかに増加するとした。(平成 19 (2007) 年度から令和 2 (2020) 年度 (大磯の統計より確認できる最新の値) までの推移から回帰分析により傾向を求め、令和 3 (2021) 年度以降に反映)。
	建設業	従業者数	近年の傾向から建設業の従業者数は緩やかに減少するとした。(平成 21 (2010) 年度から令和元 (2019) 年度までの推移から回帰式 (指数関数) を求め、令和 2 (2020) 年度以降に反映)。
	農業	人口	農林水産業に係る従業者数の近年の推移で一部数値不明であったため、「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールの設定方法に則り、人口を活動量指標とした。第五次総合計画前期基本計画における、「国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件を参照とした。
家庭部門		住民基本台帳世帯数	近年の傾向から世帯数は緩やかに増加するとした。国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (平成 31 年推計)」一般世帯総数の推移における、神奈川県割合に基づき算出。
業務部門		従業者数	近年の傾向から従業者数は横這いのまま推移するとした。
運輸部門	自動車	自動車保有台数	近年の傾向から自動車保有台数は横這いのまま推移するとした。
	鉄道	人口	人口は減少傾向とした。第五次総合計画前期基本計画における、「国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件を参照とした。
	船舶	入港船舶総トン数	近年の傾向から入港船舶総トン数は横這いのまま推移するとした。
廃棄物部門		CO ₂ 排出量	近年の傾向から CO ₂ 排出量は横這いのまま推移するとした。

※ 活動量指標は原則として、環境省「自治体排出量カルテ」に基づきます

令和 12 (2030) 年度における町の二酸化炭素*排出量を推計すると、131.0 千 t-CO₂ となり、平成 25 (2013) 年度に比べ 10.6%削減の見込みですが、令和元 (2019) 年度と比較すると、3.7%増加する見込みです。



二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢)

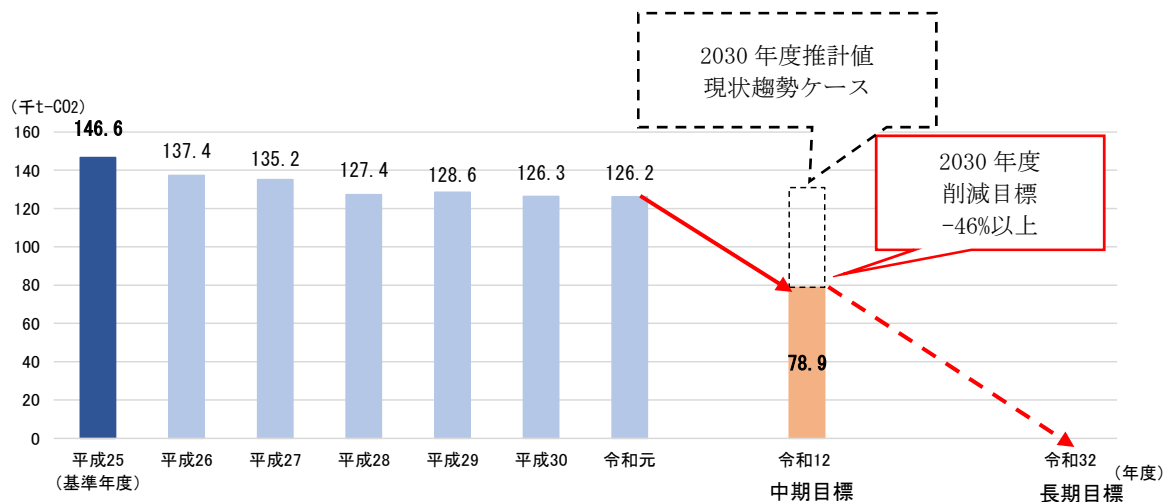
■ 温室効果ガス排出量の削減目標

● 中期目標

令和 12(2030)年度において、二酸化炭素排出量を平成 25(2013)年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく

● 長期目標

令和 32(2050)年度までにカーボンネガティブを目指す



二酸化炭素削減に向けた令和 32(2050)年度までの推移

■ 二酸化炭素削減に向けた取組み

今後、町が主体となり、国の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策や神奈川県と連動した対策を行うことにより、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度にかけて約47.3千t-CO₂の排出削減が図られ、約78.9千t-CO₂（平成25〔2013〕年度比で46.2%減）にまで低減することが見込まれます。

表 対策による各分野のCO₂排出量の削減見込量

単位：千t-CO₂

部門	目標の達成に向けた取組み	2020年度からの 2030年度の 削減見込量
		令和12 (2030) 年度
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施など	1.3
家庭部門	住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、HEMS*などを利用した徹底的なエネルギー管理の実施、機器の買い替え促進など	5.0
業務部門	建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、クールビズ・ウォームビズの促進など	5.5
運輸部門	次世代自動車*の普及、燃費改善、環境に配慮した自動車使用等の促進、公共交通機関及び自転車の利用促進、エコドライブ*、カーシェアリングなど	8.7
廃棄物部門	改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画の施策実施後の将来ごみ発生量の達成、バイオプラスチック*の導入など	0.8
横断分野	電力排出係数*の改善	26.0
合計		47.3

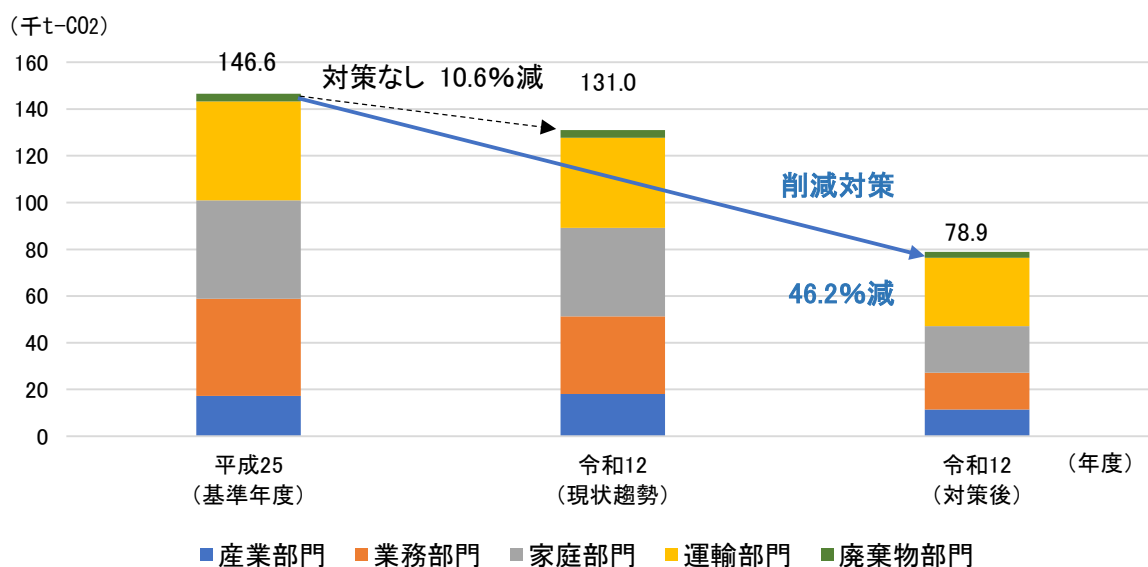
※ 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

表 削減見込量推計値を考慮した将来推計

単位：千t-CO₂

ガス種	部門	実績値		将来推計値	令和12(2030)年度 推計値の増減率
		平成25年度 (基準年度)	令和12年度 (現状趨勢)	令和12年度 (対策後)	平成25(2013) 年度比
CO ₂	産業部門	17.3	18.1	11.5	-33.8%
	業務部門	41.5	33.3	15.7	-62.8%
	家庭部門	42.1	37.8	19.9	-52.0%
	運輸部門	42.4	38.6	29.3	-30.9%
	廃棄物部門	3.3	3.3	2.5	-22.9%
合計		146.6	131.0	78.9	-46.2%

※ 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。



二酸化炭素*排出量の将来推計結果

以下、中期目標及び長期目標の達成に向けた「地球温暖化*・エネルギー対策」に関する施策と目標及び町、町民、事業者それぞれの主体ごとの取組みについて、施策①から施策④に整理します。

なお、取組主体のうち滞在者は、町民の取組みに準じて自ら積極的に取り組むものとします。

施策① 省エネルギーの推進

地球温暖化*による気候変動*の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされる中、日常生活や事業活動等において、一人ひとりが省エネルギーに取り組み、二酸化炭素*の排出抑制に取り組んでいく必要があります。

そのため、町民や事業者には、HP等を通じてCOOL CHOICE*の普及・啓発を行い、一人ひとりが環境にやさしい行動を実践できるよう促していくとともに、町としても省エネ性能の高い施設設備を整備するなど、率先して省エネルギー対策に取り組むことによって、二酸化炭素の排出抑制を図っていきます。

目標

指標	現状	目標
町内の二酸化炭素排出量の削減	126.2 千 t-CO ₂ 令和元(2019)年度	78.9 千 t-CO ₂ 令和 12(2030)年度

町の取組み

● 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及

- ・ 省エネルギーにつながる高効率設備・機器の情報提供を行います。
- ・ 公共施設の設備・機器を率先して更新します。
- ・ 公共施設におけるLED照明の積極的な導入を進めます。

● 省エネルギーの実践活動の促進

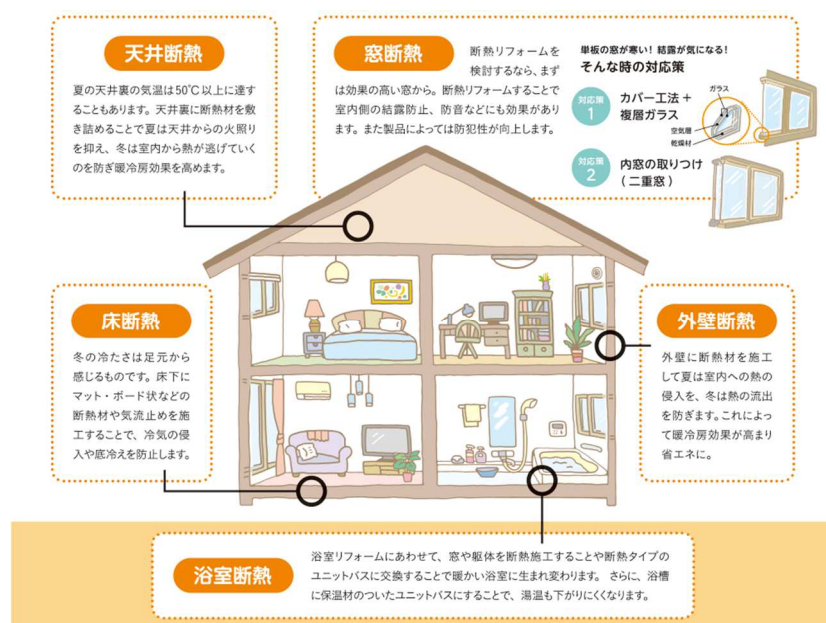
- ・ 省エネルギーに関する意識啓発を行います。
- ・ 町民・事業者に対するCOOL CHOICEの啓発を行います。
- ・ エコドライブ*の啓発を行います。
- ・ 公用車の効率的な利用に努めます。
- ・ 地球環境保全に関する意識啓発を行います。



出典：環境省ホームページ「COOL CHOICE」

町 の 取 組 み	
● 住宅・建築物の省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の支援制度の周知・活用を図ります。 新築、改築を行う町施設については、環境に配慮した工事を実施するとともに、省エネ性能の高い施設設備を整備します。
● 次世代自動車等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の支援制度の周知・活用を図ります。 次世代自動車*等購入の補助制度を創設します。 公用車の更新時に、次世代自動車の率先転換を図ります。 関係機関と連携して、バス等の低公害車・低排出ガス車への転換を促進します。
● 地球温暖化対策実行計画による温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化*対策の推進に関する法律に基づき策定している大磯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を着実に推進し、町が行う事務・事業の二酸化炭素*排出量を削減します。

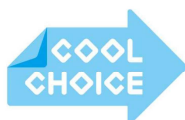
町 民 の 取 組 み	
● LED 照明や省エネ家電等の省エネ機器に積極的に転換します。	
● 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォームを導入します。	
● 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る工夫をします。	
● テレワークやオンライン会議など働き方を工夫します。	
● 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努めます。	
● 熱中症に気を付けながら、エアコンは適切な温度で使用します。	
● マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、バス、電車を利用します。	
● エコドライブ*を心掛けます。	
● 次世代自動車の導入に努めます。	
● COOL CHOICE*に賛同登録します。	
● 環境に配慮すべき事項を例示した（チェックシート）を活用し、省エネ行動を実践します。	



エコ住宅・断熱リフォーム
出典：環境省ホームページ「COOL CHOICE」

事業者の取組み

- LED 照明や省エネルギー型の機械・設備に積極的に転換します。
- 使用していない電気機器や照明をこまめに切るなど、省エネを徹底します。
- 事業所、店舗を新築や改築する時は、省エネ性能の高い建物にします。
- 長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めます。
- テレワークやオンライン会議など働き方を工夫します。
- 省資源・省エネルギーを実践し、温室効果ガス*排出量の削減につながる事業活動を実施します。
- オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践します。
- 熱中症に気を付けながら、エアコンは適切な温度で使用します。
- クールビズ、ウォームビズに取組みます。
- 自動車の利用は最小限とし、移動にはなるべく公共交通機関を利用します。
- エコドライブ*を心掛けます。
- 次世代自動車*の導入に努めます。
- エアコンや冷蔵庫などの特定フロン及び代償フロンの冷媒の漏えいを防止し、適正に処理します。
- COOL CHOICE*に賛同登録します。
- 環境に配慮すべき事項を例示した(チェックシート)を活用し、省エネ行動を実践します。



未来の
ために、
いま選ぼう。

大磯町は、地球温暖化対策のための国民運動

クール チョイス
「COOL CHOICE (=賢い選択)」

に賛同します。

「COOL CHOICE」とは、日々の生活の中で、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

本町では、地球温暖化対策の推進を図るため、率先して、以下の取組みを進めます。

【主な取組項目】

- ・ 太陽光など再生可能エネルギーの利用促進に努めます
- ・ LED などの省エネ機器の導入促進に努めます
- ・ こまめな消灯など、日常的な省エネ対策の取組促進に努めます
- ・ ペットボトルなどのワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に努めます

2022 年（令和 4 年）7 月 22 日

大磯町長

COOL CHOICE 宣言書

施策② 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー*の利用拡大は、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料*の利用を減らし、二酸化炭素*の排出削減にもつながります。町では、スマートエネルギー*設備導入費補助制度を通じて、家庭における再生可能エネルギーの活用を推進していくとともに、公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電システムの積極的な導入を推進していきます。

目標

指標	現状値	目標値
住宅用太陽光発電システム補助件数	年間 10 件 令和3(2021)年度	年間 13 件 令和 14(2032)年度
公共施設への太陽光発電システムの導入件数	11 件 令和3(2021)年度	17 件 令和 14(2032)年度

町の取組み

● 再生可能エネルギー等の普及促進

- ・ 再生可能エネルギー比率の高い電力の情報提供を行います。
- ・ 太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を推進し、農業振興と太陽光発電の普及を促進します。
- ・ 家庭における再生可能エネルギーの活用を推進するため、スマートエネルギー設備の設置費用を補助します。

● 技術の動向や先進事例等に関する情報収集

- ・ 国や県、民間事業者の再生可能エネルギー技術の情報収集や情報提供、普及啓発を行います。
- ・ 風力・波力・バイオマスエネルギー*などの自然エネルギーの研究を進めます。

● 公共施設への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極導入

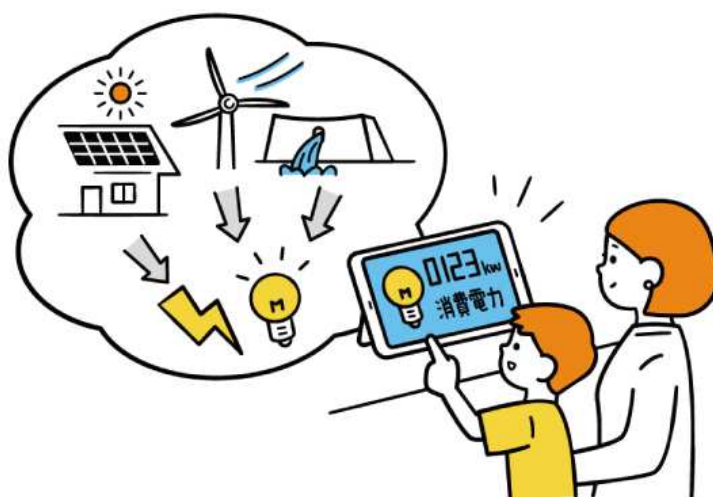
- ・ 公共施設の新築・改築等に併せて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。

町民の取組み

- 太陽光発電等の再生可能エネルギー*を利用するように心掛けます。
- 蓄電池*や燃料電池*を導入します。
- 再エネ由来の電気へ切り替えます。

事業者の取組み

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 排熱や未利用エネルギーの有効利用システムの導入を進めます。
- 蓄電池や燃料電池を導入します。
- 再エネ由来の電気へ切り替えます。



出典：環境省ホームページ「COOL CHOICE」

施策③ 温室効果ガスの吸収源対策の推進

地球温暖化*を防ぐためには、二酸化炭素*の排出を削減すること、および、いま大気中にある二酸化炭素を減らすことが必要になります。植物や微生物には二酸化炭素を光合成などにより吸収・貯留する働きがあることから、森林の整備や海中の二酸化炭素を吸収するブルーカーボン*と呼ばれる取組みを推進します。

目標

指標	現状値	目標値
森林・里山*の整備活動支援箇所数	1箇所 令和3(2021)年度	2箇所以上 令和14(2032)年度

町の取組み

● 森林整備の推進

- ・ 土地利用や森林の利用に関する法規制などにより里山の緑を保全します。
- ・ みどり基金*や保存樹林制度を活用し、緑を保全します。
- ・ 里山等の手入れを体験するための「環境整備ボランティア」を支援します。
- ・ 自伐型林業などによる森林整備の活動を支援します。

● 海洋における吸収源対策の研究

- ・ 本町周辺海域における海水温や漁獲される魚等の生物の種類、磯の状況などについて調査、研究を進めます。
- ・ ブルーカーボンに取り組む事例を研究し、ブルーカーボンに関する取組みを推進します。

● 森林環境譲与税を活用した取組

- ・ 公共施設での木材利用を推進します。
- ・ 森林環境を保全する人材を育成し、活動を支援します。

町民の取組み

- 建物や調度品などの木材利用により、森林のCO₂吸収作用の維持・増大を支援します。
- 環境整備ボランティア活動に参加します。

事業者の取組み

- 建物や調度品などの木材利用により、森林のCO₂吸収作用の維持・増大を支援します。
- 環境整備ボランティア活動に参加します。

施策④ 気候変動への適応

本町においても、猛暑日や熱帯夜の増加に加え、時間雨量 50mm を超える局地的集中豪雨の発生など、気候変動*の影響と思われる事象が発生しています。そのため、地球温暖化*の原因となる二酸化炭素*の排出を抑制する「緩和策」に加え、気候変動がもたらす被害にあらかじめ備え、回避、軽減を行う「適応策」を同時に推進します。

また、本町における気候非常事態宣言の発出を行い、町民、事業者、関係団体との協働による取組みを進めます。

目標

指標	現状値	目標値
熱中症搬送者数	10 件 令和3(2021)年度	前年度より減少
二級河川の治水安全度達成率	64.5% 令和3(2021)年度	76.4% 令和14(2032)年度
防災アプリの登録者数	4,953 人 令和3(2021)年度	5,000 人以上 令和14(2032)年度

町の取組み	
● 気候変動に関する情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症等の健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行い、気候変動の影響について周知啓発を図ります。 ハザードマップ*やマイ・タイムライン*の普及啓発を行います。
● 暑熱対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 森林の保全や公共施設、市街地における緑化を推進し、ヒートアイランド*対策を促進します。 屋上・壁面緑化等の推進のため、町民や事業者に啓発を行います。
● 熱中症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国や県が行う熱中症対策に関する情報収集を行います。 高齢者等のハイリスク者へ熱中症対策の啓発を行います。 クールスポット*・クールシェア*等の情報提供等やクールビズ等の推進を行います。
● 災害に強い基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 風水害対策等を強化し、防災・減災に努めます。 県と協力し、河川等の適切な整備改修や、維持保全を促進します。 町民や事業者、関係団体と協働による災害対応訓練を行います。 蓄電池や燃料電池、雨水利用タンク等の設置に対する補助の充実などの検討を

	進めます。
町の取組み	
●	情報伝達手段の確保及び多重化
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大磯町防災生活情報メール及び SNS 等による情報発信を行います。 ・ おおいそ防災・行政ナビ*の普及促進を行います。
●	持続可能な農業の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動*による農作物や生産基盤への影響に対応するため、農業への影響等の情報収集を行います。 ・ 県と連携を図りながら、農作における改良品種の採用を検討します。 ・ 牛舎等への空調設備の導入等、先進的な取組みの研究を行います。

町民の取組み

- こまめな水分、塩分補給を行い、熱中症の予防に努めます。
- 住宅の断熱性能の向上を図るとともに、適切な空調の利用を行います。
- 打ち水などで、暑さを和らげる工夫を行います。
- 住宅のベランダや庭の緑化、緑のカーテンの導入に努めます。
- ハザードマップ*等による情報収集を行います。
- マイ・タイムライン*を作成し、地域で行われる災害対応訓練に参加します。
- 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用します。
- 蓄電池*や燃料電池*、自家発電機を導入します。

事業者の取組み

- 適応策についての情報収集を行います。
- 事業所の断熱性能の向上を図るとともに、適切な空調の利用を行います。
- 事業所の屋上や壁面の緑化、緑のカーテンの導入に努めます。
- ハザードマップ等による情報収集を行います。
- クールスポット*、クールシェア*、クールビズ等の推進を行います。
- 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用します。
- 地域で行われる災害対応訓練に参加します。
- 蓄電池や燃料電池、自家発電機を導入します。

The collage consists of several key documents:

- 大磯町 土砂災害・洪水ハザードマップ**: A map showing landslide and flood hazard zones in Oiso Town.
- 土砂災害とは?**: A guide explaining landslide types (landslide, debris flow, mudflow) and their causes.
- 洪水とは?**: A guide explaining flood types (river, coastal, groundwater) and their causes.
- 緊急レベル・避難情報**: A vertical scale from 1 to 5 detailing emergency safety measures and evacuation instructions.
- マイ・タイムラインをつくってみましよう**: A form for creating a personal disaster response plan.
- 我が家の防災メモ**: A checklist for household disaster preparedness.
- 目覚めからの心得・準備**: A guide for actions to take upon waking up.
- 避難行動判定フロー**: A flowchart for deciding on evacuation actions based on hazard levels.
- 情報収集**: A section for gathering information through various channels like TV, radio, and mobile phones.
- 非常持ち出し品チェックリスト**: A checklist for essential items to take during evacuation.

大磯町 土砂災害・洪水ハザードマップ

(自然環境の維持・保全)

基本目標 2

「豊かな自然を大切にし、多様な生物と共生するまち」



生きものたちは、里山*、川、農地、街なかの緑地など、それぞれの生息・生育に適した場所に、食物連鎖や共生・寄生といった関係を持ちながら存在しています。このように、多様な生きものが互に関係しながら暮らしていることを、生物多様性といいます。

私たち人間が日々の暮らしに必要な食料や水などをはじめ、気候や川の水量の調整、水質を浄化する機能、レクリエーションの場や癒し効果を与える心理的なものなど、これらは全て生物多様性の恵みによるものです。

生物多様性は、私たちの生活を支える基盤ですが、時代の変遷とともに、劣化や喪失などの危機を迎えており、将来に渡って維持していくための対策が必要な状況となっています。

そのため、本計画では、「自然環境の維持・保全」の分野を生物多様性の保全と活用のための戦略である「生物多様性地域戦略」として位置づけ、施策①から施策④（57 ページから 64 ページまで）に基づき、取組みを推進していきます。

■ 生物多様性の危機

国の生物多様性は4つの危機にさらされています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100~1,000 倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

○ 第1の危機「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

○ 第2の危機「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」

二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

○ 第3の危機「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

○ 第4の危機「地球環境の変化による危機」

地球温暖化*は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

■ かながわ生物多様性計画から見る大磯町の生物多様性の現状

神奈川県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが生息・生育し、多様な生態系を構成しています。かながわ生物多様性計画では、神奈川県的主要な生態系に着目して県土を区分して、生物多様性の保全に係る課題を整理しています。



出典：かながわ生物多様性計画

図 生態系に着目した県土のエリア区分

大磯町は「山麓の里山*エリア」に区分されています。農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、昭和35（1960）年代以降、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。里地里山や農業の有する多面的機能を発揮させ、野生鳥獣との棲み分けなどを図っていくことが必要です。

また、河川・湖沼及び沿岸エリアにも区分されており、災害を防止するための河川整備等により県民生活の安全・安心が図られる一方で、瀬や淵の減少、海岸侵食、沿岸の藻場の消失などによる生態系への影響が懸念されています。生きものに配慮した川づくりや総合的な土砂管理による砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めていくことが必要です。

そして、県全域では、繁殖力が高く、農業被害や生活被害のほか生態系への影響も懸念されており、大磯町も該当します。例えば、特定外来生物*に指定されているアライグマ

について、外来生物法に基づく防除実施計画により、県は市町村と連携して防除対策を推進し、捕獲が進んだ地域では生息密度が低下したと見られていますが、被害は継続し、分布も拡大しつつある状況です。今後も町民等とも連携して外来生物*の分布状況等についての情報収集を図るとともに、アライグマや外来植物などそれぞれの外来生物の状況等に即した防除対策を、市町村や地域住民などと連携しながら実施していくことが必要です。

■ 生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条第2項により、「対象とする区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」を定めるものとされています。

町では、生物多様性に関する施策を率先して実施していくとともに、国や県とも連携を図り、課題解決のための取組みを実施していきます。

生物多様性地域戦略	
対象とする区域	大磯町全域
目標	豊かな自然を大切にし、多様な生物と共生するまち
総合的かつ計画的に講ずべき施策	「自然環境の維持・保全」の分野の施策が該当

(生物多様性基本法第13条第2項)

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■ 国や県が策定する計画について

国や県が行う新たな計画の策定や計画の改定などを注視し、本町における環境基本計画や生物多様性に関する取組みについて適時見直しを図ることとします。

以下、生物多様性の保全に向け、総合的かつ計画的に講ずべき施策と目標及び町、町民、事業者それぞれの主体ごとの取組みについて、施策①から施策④に整理し、記載します。

なお、取組主体のうち滞在者は、町民の取組みに準じて自ら積極的に取り組むものとし、

施策① 森林・里山の整備・保全

森林・里山*は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。このような様々な恵みを与えてくれる森林・里山の緑を保全します。また、緑の大切さを体験しながら楽しく学ぶために、森林・里山とふれあう機会をつくります。

本町は、全域が都市計画区域であり、町域の緑地については、生物多様性の基盤を形成するという観点からも、都市計画などの法制度等による適正な土地利用により緑の割合の維持保全に努めます。また、町民やボランティア、事業者などの多様な主体の理解と参画により、森林・里山の整備・保全を図るものとします。

目標

指標	現状値	目標値
森林・里山の整備活動支援箇所数【再掲】	1箇所 令和3(2021)年度	2箇所以上 令和14(2032)年度
傷病野生鳥獣の復帰率・里親率	58.71% 令和3(2021)年度	60%以上 令和14(2032)年度

町の取組み	
● 森林・里山の整備・保全 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自伐型林業*などによる森林整備の活動を支援します。 ・ 里山等の手入れなどの体験をする「環境整備ボランティア」を支援します。 ・ 森林（自然林、人工林）、里山における動植物について、種類や分布などの調査を進めます。
● 間伐の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自伐型林業などによる森林整備の活動を支援します。 ・ 間伐材を利用した商品開発等の研究を進めます。
● 法令等による森林・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制などにより里山の緑を保全します。（風致地区、緑地保全地区、自然環境保全地域、保安林、鳥獣保護区、都市公園など） ・ みどり基金*や保存樹林制度を活用し、緑を保全します。

町の実施	
● 森林環境譲与税を活用した取組【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設での木材利用を推進します。 ・ 森林環境を保全する人材を育成し、活動を支援します。
● 里山とふれあう機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が里山*とふれあう場を確保して、町民へ情報を提供します。 ・ 里山体験学習・講座の開催により、里山とふれあう機会をつくります。 ・ ハイキングコースの利用を促進します。 ・ 神奈川県森林インストラクター制度の普及を推進します。 ・ 生物多様性における重要な基盤である森林・里山の役割について、町民の理解の促進を図ります。
● 野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と野生鳥獣の棲み分けを図るため、住民主体・地域ぐるみでの鳥獣害対策を支援し、有害鳥獣を増やさない、寄せ付けない地域づくりを推進します。 ・ 有害鳥獣のジビエとしての利用について研究を促進します。 ・ 傷病野生鳥獣保護活動を行います。 ・ 傷病野生鳥獣里親制度の普及を推進します。

町民の実施	
● 環境整備ボランティア活動に参加します。	
● 所有する森林・里山の適正管理に努めます。	
● 里山体験学習・講座に参加し、森林の働きや恵みについて学習します。	
● 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。	
● 自然観察、ハイキングなどに出かける機会を増やすとともに、マナー向上に努めます。	
● 間伐*材を利用した木工体験等に参加します。	

事業者の実施	
● 環境整備ボランティア活動に対して協力します。(資材や資金の提供など)	
● 里山等体験学習・講座の開催を支援します。	
● 所有する森林・里山の適正管理に努めます。	



国府本郷 大磯運動公園東側山林雑木林



湘南平高麗山ガイドMAP

施策② 農地保全の推進

農地は私たちの食料を供給するだけでなく、自然環境の保全、農業体験・学習など教育の場の提供といった多面的な機能を有しています。本町の自然の一部として重要な役割を担っている里山*の農地について、基盤の整備、地域農業を支えるしくみをつくるとともに、耕作放棄地面積の減少、農業新規参入者の増加を図り、環境にやさしい農業を進めます。また、農業体験などの農とふれあう機会をつくりまします。

目標

指標	現状値	目標値
耕作放棄地面積	12.7ha 令和3(2021)年度	12.7 ha 以下 令和 14(2032)年度
農業新規参入件数	4件/年 令和3(2021)年度	4件/年 以上 令和 14(2032)年度
地場(大磯)産品の学校給食普及率	15.8% 令和3(2021)年度	30%以上 令和 14(2032)年度

町の取組み	
● 農とふれあう機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援農を推進する仕組みの構築を検討します。 ・ 遊休農地*を、誰もが利用できる市民農園などに有効活用します。 ・ みかん狩りなど観光農業を支援します。 ・ 農業体験学習等による農地保全に関する意識向上を目指します。
● 遊休農地の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業新規参入者等へ遊休農地をあっせんし、農地の有効活用を図ります。
● 農地の保全及び有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全を含めた農業の多面的機能を維持するため、農業を振興し、農地の保全に努めます。 ・ 地域ぐるみで行う農地や農業用施設などの保全活動への支援を国や県と共に行います。 ・ 化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を国や県と共に支援します。
● 地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産物づくりや直売を支援し、インターネットなどを活用したPRを促進します。 ・ 地場産品の学校教育などでの利用や、町内での販売促進などにより、地場消費を促進します。

町民の取組み

- 地元で生産された農作物の購入に努めます。(地産地消に努めましょう)
- 市民農園を利用したり、農業体験学習に参加します。
- 所有する農地の適正管理を行います。
- ふれあい農園や体験農園など農とふれあう場を提供します。
- 荒廃農地*・遊休農地*の有効活用に協力します。
- 援農などにより環境保全型農業を支援します。

事業者の取組み

- 家畜ふん尿の適正な処理をします。
- 地元生産、有機栽培、旬の農産物を積極的に販売・購入します。
- 荒廃農地・遊休農地などを活用し、ふれあい農園や体験農園など農とふれあう場を提供します。
- 農業体験学習の開催に協力します。
- 有機栽培や無農薬・低農薬栽培など、環境保全型農業に取り組みます。
- 産直など消費者との連携を進め、消費の拡大を図ります。



東中道農園

施策③ 水辺保全の推進

本町に降った雨は、里山*などの森林を育み、川を通り相模湾に流れるとともに、地下水として貯えられます。生き物の生息や私たちの暮らし、産業はこの豊かな水に支えられています。水環境の向上と快適で衛生的な生活が享受できるよう、町内を流れる河川の流量確保や自然再生、地下水・湧水の保全、なぎさの保全などに取組みます。また、海水浴や水遊びなど水とふれあえる場としての環境づくりを進めます。

目標

指標	現状値	目標値
水質汚濁に係る環境基準の達成※	未達成 令和3(2021)年度	達成 令和14(2032)年度
生き物調査や自然体験・学習会の参加者数	21人 令和3(2021)年度	300人 令和14(2032)年度

※河川等のBOD値

※調査河川等:池田排水路、三沢川、鳴立川、血洗川、葛川、不動川、長谷川、谷戸川

町の取組み

● 健全な水環境の確保

- ・ 県などの関係機関と連携し、河川整備や改修に際しては、生態系をはじめとした自然環境や景観、親水などに配慮した、多自然川づくりを推進します。
- ・ 県などの関係機関と連携し、山地から平野、河口、海岸までの連続性を捉えた土砂の管理を推進するとともに、生態系に配慮した海岸の保全対策を促進します。
- ・ 藻場の回復などによる漁場環境の改善や適切な資源管理による持続可能な水産業について、県と連携して取り組みます。
- ・ 雨水貯留槽*のPRなどにより、雨水利用を促進します。
- ・ 公共施設等の整備においては、雨水浸透ますの設置や透水性舗装材の利用推進などにより、地下水のかん養を促します。
- ・ 節水や使用した水の再利用をPRなどにより促進します。
- ・ 湧水箇所の調査を行うとともに、湧水環境を保全します。
- ・ 国や県などの関係機関と連携し、なぎさの保全対策を促進します。

町の実施

● 水とふれあえる場の提供

- ・ 関係機関と連携し、河川や農業用水路などに、親水空間の整備を促進します。
- ・ 関係機関と連携し、海水浴場の活用を図ります。
- ・ なぎさや河川等、水とふれあう自然体験の場を創出します。
- ・ 関係機関と連携し、大磯港周辺の環境を保全・整備します。
- ・ 釣りや海水浴などでのマナー向上を促進します。
- ・ 多様な生物が息息・生育する水辺の役割について、町民の理解の促進を図ります。

● 治水対策の推進

- ・ 定期的な施設点検と必要に応じた修繕を実施します。
- ・ 雨水処理対策を推進します。

町民の実施

- なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- 海水浴や水遊びなどを通じて、安全に配慮しながら適正な利用を図るなど、水とのふれあいを大切にします。
- 水辺の環境保全活動に参加します。
- 釣りや海水浴などでのマナーを守ります。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽*への転換を行うほか、環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。
- 公共下水道の計画区域以外の場所では、単独処理浄化槽やくみとり便槽を合併処理浄化槽に転換するとともに、適切な維持管理を行います。
- 河川を汚さないようにします。
- 敷地内において、緑の確保や緑化ブロックの利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。

事業者の実施

- 水辺の環境保全活動や水とふれあう自然体験学習の開催に参加・協力します。
- 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- 工場、事業所などからの排水は適正に処理します。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行うほか、環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。
- 公共下水道の計画区域以外の場所では、単独処理浄化槽やくみとり便槽を合併処理浄化槽に転換するとともに、適切な維持管理を行います。
- 敷地内において、緑の確保や緑化ブロックの利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。

施策④ 生物多様性の保全

地球上には多様な生き物が存在し、私たちの生活もこうした生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。生き物の生息環境を保全するとともに、学校や庭などの身近な場所にビオトープ(生物の生息空間)をつくり、住民参加による生き物調査などを通じて、生き物とのふれあいを大切にします。

目標

指標	現状値	目標値
生き物調査や自然体験・学習会の参加者数【再掲】	21人 令和3(2021)年度	300人 令和14(2032)年度
学校等のビオトープ数	1箇所 令和3(2021)年度	2箇所 令和14(2032)年度

町の取組み	
● 生物多様性の保全のための行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の仕組みを知る機会をつくり、生き物の生息環境の保全に対する意識啓発を行います。 地域の生態系に配慮した生物種(郷土種)に関する情報提供を行います。
● 生き物とのふれあいの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 町民参加による生き物調査を行います。 学校などの公共用地にビオトープをつくることを推進します。 ビオトープづくりに関する情報提供を行います。 ホテルなど生き物の保護活動や観察活動を支援します。
● 生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 里山*と水辺、川、海のつながりを基本として、生息する生物と分布を調査することにより、町の環境と生態系についての調査・研究を推進し、町民が学び意見交換する機会を創出します。 まちづくり条例に基づく環境調査書の作成により、大規模開発時における動植物への影響調査を行います。 本町周辺海域における海水温や漁獲される魚等の生物の種類、磯の状況などについて調査、研究を進めます。 河川等における魚類の生息環境の改善について県と協力し、調査研究を進めます。
● 特定外来種生物対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外来種等の生息調査を実施します。 特定外来生物*について、防除(駆除)等の情報発信を行います。 ニホンジカ、ニホンザル対策については、町域を超えた移動範囲となることか

ら、県と連携して取り組みます。

町民の取組み

- ペットを放さないようにします。
- 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- 庭や菜園には除草剤、化学肥料などの使用を控えます。
- 動植物をむやみに捕獲・採取しないようにします。
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物*被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を理解し、守ります。
- 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。

事業者の取組み

- 緑地管理の際は、除草剤、化学肥料などの使用を控えます。
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を理解し、守ります。
- 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。
- 生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全します。

(生活環境の保全)

基本目標 3

「健康で安心して暮らせる、美しいまち」



生活環境の保全に向けて、総合的かつ計画的に講ずべき施策と目標及び町、町民、事業者それぞれの主体ごとの取組みについて、施策①から施策④に整理し、記載します。

なお、取組主体のうち滞在者は、町民の取組みに準じて自ら積極的に取り組むものとします。

施策① 健康で快適な生活環境の確保

生活環境（大気・悪臭・水質汚濁・騒音・振動）を維持、改善することは、快適な暮らしを実現するための基盤となります。本町で実施している環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

目標

指標	現状値	目標値
大気汚染に係る環境基準の達成※	達成 令和3(2021)年度	達成を維持 令和14(2032)年度
水質汚染に係る環境基準の達成【再掲】	未達成 令和3(2021)年度	達成 令和14(2032)年度
生活排水処理率	89.7% 令和3(2021)年度	94.7% 令和14(2032)年度

※調査場所の二酸化窒素濃度

※調査場所：町立大磯図書館前、国府支所西側

町の取組み	
● 工場、事業所からの環境負荷の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、事業者に対して大気汚染物質の排出削減や悪臭防止を指導します。 工場、事業所への公害監視を促進します。
● 公害監視の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水質の定期的な調査を実施します。 工場や研究所等の新設、増設にあっては、公害防止協定などの締結を推進します。 有害化学物質に関する情報や、PRTR制度*に関する情報を提供し、意識啓発を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情件数（大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動）の統計を作成します。
町 の 取 組 み
<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく規制等の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携して大気汚染防止法や水質汚濁防止法の法令に基づく規制等を事業者に対して指導します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノーカーデーの実施などにより、自動車利用を抑制します。 ・ アイドリングストップ運動を促進します。 ・ 交通渋滞による大気への負荷の低減を促進します。 ・ 屋外燃焼行為などへの注意喚起や指導を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の水質改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活排水処理計画に基づき、河川などの水質保全対策を推進します。 ・ 公共下水道の整備や下水道への接続の普及を推進します。 ・ 合併処理浄化槽*の設置や転換を促進します。 ・ 家畜ふん尿の適正管理について啓発します。 ・ 水質浄化に対する意識啓発を行います。 ・ 水質改善の活動を支援します。 ・ 県や流域市町との連携により、河川環境の保全に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携して工場、事業所などの操業や建設・解体工事、深夜営業などにおける騒音・振動に対して注意喚起や啓発指導を行います。 ・ 美しいまちづくり条例*により生活騒音の防止について意識啓発します。 ・ 住工混在地区の環境改善を図ります。 ・ 広域的な連携を図り、モーターパラグライダーの騒音防止対策を促進します。 ・ 路面の適正管理など、道路騒音・振動の低減に努めます。 ・ 県と連携し自動車騒音・振動調査を実施します。 ・ 自動車騒音の防止に関して意識啓発を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家等の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等対策計画に基づき、所有者や地域、事業者等の取組みを支援します。 ・ 空き家情報把握、データベース作成を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代自動車等の普及促進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の支援制度の周知・活用を図ります。 ・ 次世代自動車*等購入の補助制度を創設します。 ・ 公用車の更新時に、次世代自動車の率先転換を図ります。 ・ 関係機関と連携して、バス等の低公害車・低排出ガス車への転換を促進します。

町民の取組み

- 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。
- ペットの鳴き声や音響機器の使用など、近隣に迷惑がかからないようにします。
- 騒音に配慮した運転、また騒音を発生しないよう車両を適切に管理します。
- アイドリングストップなど、環境にやさしい運転をします。
- 自宅の庭などでごみを燃やさないようにします。
- 公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに接続します。
- 光化学スモッグ*などの大気汚染の情報に注意します。
- 工場、事業所からの排出ガスに関して、気にかかる点などは町に連絡します。
- 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）の発射音、爆発音のする花火をしません。
- 所有する住居の適切な管理を行うとともに、空き家となった場合は適切な利活用を行います。

事業者の取組み

- 排出ガスを適正に処理し、大気汚染物質の排出に対する規制を守ります。
- 建築工事などにおける粉じんやアスベスト*汚染を防止します。
- 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- 化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用します。
- 家畜ふん尿の適正管理を徹底します。
- 農薬の使用を減らします。
- 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。
- 騒音が発生しないよう、遮音壁や防音施設を設置したり、時間にも配慮します。
- 騒音に配慮した運転、また騒音を発生しないよう車両を適切に管理します。
- アイドリングストップなど、環境にやさしい運転をします。
- 空き家の適正管理、利活用への支援を行います。

施策② 大磯らしい景観の形成

高麗山、鷹取山などの山並みやこゆるぎの浜などの自然海岸、海岸沿いの松林、旧東海道沿いの松並木、緑豊かな旧別荘地や住宅地の街並みなどが大磯らしい良好な景観を形成しています。自然と調和した景観を守り育て、適正に管理し、次世代に引き継いでいくことが重要です。このような良好な景観を保全・形成するとともに、家の周りなどの身近な景観の魅力を高めます。

目標

指標	現状値	目標値
地区計画の指定件数	2件 令和3(2021)年度	4件 令和14(2032)年度
地区まちづくり計画、指針の策定数	2件 令和3(2021)年度	4件 令和14(2032)年度
建築協定、緑地協定の件数	7件 令和3(2021)年度	9件 令和14(2032)年度

町の取組み

● 自然風景の保全と創出

- ・ 大磯らしい自然景観の基礎となっている丘陵や海岸の自然景観を保全します。
- ・ 地域の特性を生かした良好な景観の保全・形成を図ります。(風致地区、地区計画の活用など)
- ・ 建築協定、緑地協定の活用など、地域の主体的な景観保全・形成活動を支援します。
- ・ 大磯町みどり交換事業(不用樹木の交換制度)のPRに努めます。
- ・ 保存樹木やシンボルツリー奨励制度等の活用により緑の保全に努めます。

● 丘陵や海岸沿いの自然風景の保全

- ・ 白砂青松の海岸景観を形成している松林を維持・保全します。
- ・ 自然や歴史など優れた景観を生かした散策ルートを整備し、沿道の景観誘導を促進します。
- ・ 松くい虫被害対策による松を保全します。
- ・ ナラ枯れ被害対策による丘陵地を保全します。

町の実組み

● 景観計画に基づく景観に配慮した取組みの推進

- ・ 大磯町景観計画に基づき、総合的な観点から、各地区の特色を生かした景観づくりを促進します。
- ・ 大磯の風土を育む海と山の固有の風景を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します。
- ・ 海・山・空への眺望が効いた景観を保全します。
- ・ 江戸時代の宿場町と明治期以来の旧保養別荘地（邸園）を保全し、歴史の魅力と風格のあるまちづくりをします。
- ・ 丘陵と海浜部の樹林と身近な緑が重層する緑陰住宅地の佇まいを保全し、創出します。
- ・ 景観木を町民の財産として保全し、育てます。
- ・ 大磯町景観計画ガイドラインにより、景観に関する意識啓発を行います。

● 身近な景観の形成

- ・ 関係機関と連携し、国道1号の電線地中化を促進します。
- ・ 公共建築物などは周辺の景観と調和するデザインとし、緑化を行います。
- ・ 街並み景観を阻害する放置自転車の撤去を推進します。
- ・ 建築協定、地区まちづくり協定の活用など地域の主体的な景観づくり活動を支援します。
- ・ 施設緑地の適正な規模と配置を検討し、町民1人あたりの面積の拡大を図ります。
- ・ いけがき設置奨励制度により、街並みの緑化を促進します。
- ・ 意識啓発や事業者への指導により敷地内の緑化や屋上緑化を促進します。

町民の実組み

- 家を建てるときは、周辺の景観への配慮に努めるなど、地域で景観の保全・形成に取り組めます。
- 保存樹木やシンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ブロック塀をいけがきに変えるなど、敷地内の緑化、屋上緑化を進め、緑あふれる街並みをつくれます。
- 敷地内や道路に面した部分の緑化を進め、住宅にできるだけ緑を確保します。

事業者の実組み

- 建築物や屋外広告物などは周囲の景観と調和するデザインとし、定期的な点検も行います。
- 地区計画、建築協定、緑地協定などを活用し、地域で景観の保全・形成に取り組めます。
- 保存樹や市民緑地、シンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ブロック塀をいけがきに変えるなど、敷地内の緑化、屋上緑化を進め、緑あふれる街並みをつくれます。
- 緑の保全など自然環境に配慮した開発を行います。

施策③ 快適で安全なまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。また、大規模地震などの災害や災害後の廃棄物などによる環境への影響が懸念されているため、そうした事態に備え、安全な環境を創出します。

目標

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	74.92% 令和3(2021)年度	90% 令和14(2032)年度
二級河川の治水安全度達成率	64.5% 令和3(2021)年度	76.4% 令和14(2032)年度
町民一人あたりの施設緑地の面積	58.15 m ² 令和3(2021)年度	62.0 m ² 令和14(2032)年度

町の取組み	
● 狭あい道路の拡幅整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 狭あい道路整備事業を推進します。
● 特色ある公園づくりの推進と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用の活性化に繋げるため、住民主体による公園の維持管理活動を支援します。 明治記念大磯邸園の整備及び活用をします。 公園トイレ、遊具・植栽等を整備します。 施設緑地の適正な規模と配置を検討し、町民1人あたりの面積の拡大を図ります。
● 美しいまちづくり条例の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまちづくり条例*の普及啓発により、環境美化活動を推進します。
● 環境にやさしい交通体系の創出	<ul style="list-style-type: none"> バス利用の促進を図るとともに、既存バス路線の維持に努めます。 大磯町バリアフリー基本構想に基づき、歩道空間の整備など安心して歩ける環境整備を促進します。 緑陰を提供する街路樹や公共用地の植栽について、整備や適正な維持に努めます。誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成を目指すため、移動可能性を維持・向上する交通サービスの拡充に努めます。
● ペットの適正飼育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 飼い犬登録や狂犬病予防接種の実施を促進します。 適正な飼育や飼い主のモラル向上を啓発します。
● 飼い主のいない猫対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不妊去勢手術費助成制度の活用推進を行います。 地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して、地域猫活動を推進します。

町の実施

● 災害に強い基盤の強化

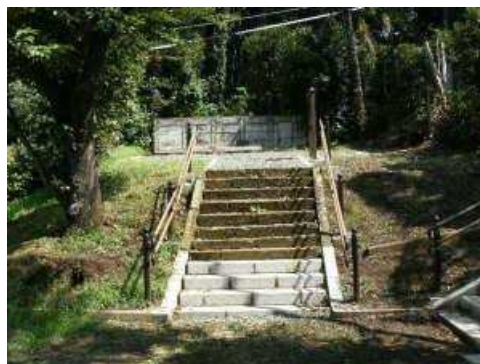
- ・ 住宅の耐震診断、耐震化を促進します。
- ・ 各種建造物の安全性向上対策や家屋の耐震性向上支援対策、オープンスペースの確保等を行い、大規模地震に備えた防災都市構造の構築を図ります。
- ・ 災害時に発生する廃棄物の処理方法を検討します。
- ・ 有害化学物質などの漏えい防止対策を促進します。
- ・ 雨水貯留槽*のPRなどにより、雨水利用を促進します。
- ・ 定期的な施設点検と必要に応じた修繕を実施します。
- ・ 雨水処理対策を推進します。
- ・ 県と協力し、河川等の適切な整備改修や、維持保全を促進します。

町民の実施

- 自転車を放置しません。
- 中心市街地活性化などのまちづくりに参加・協力します。
- 公園の維持管理活動など、まちづくりに参加・協力します。
- 海・山・川では、ごみは必ず持ち帰ります。
- ペットの飼育はルールを守り、フン尿等を適正に処理し、又、放し飼いなど行わないようにします。

事業者の実施

- 違法駐車や自転車の放置をしません。
- 開発事業を行う際は、事業計画の説明を行うなど地域の合意形成を図るとともに、環境影響評価制度やまちづくり条例などにより、環境に配慮します。
- 地区まちづくり協定や建築協定などを活用し、地域での計画的なまちづくりに取り組みます。



高田公園

施策④ 歴史・文化の保全

本町には古墳や鳴立庵、旧島崎藤村邸、神社仏閣など歴史・文化資源が点在しており、比較的良好な状態で保存されています。また、相模国府祭、大磯左義長や御船祭など、幾世代にわたって受け継がれてきた伝統行事があり、こうした歴史・文化資源は、町民が自然とのかかわりや風土の中で育んできたものです。歴史・文化資源や伝統ある文化を保全することは、大磯らしいまちづくりには欠かせない要素となっています。良好な姿で次世代へ引き継いでいくために、町の特性、歴史及び文化を活かしながら、保全を推進するとともに、新たな景観資源を発掘し、町の個性を引き出す都市景観の形成に努めます。

目標

指標	現状値	目標値
郷土資料館の来場・利用者数	24,091人 令和3(2021)年度	30,000人 令和14(2032)年度
歴史的建造物等の指定件数	9件 令和3(2021)年度	13件 令和14(2032)年度
指定・登録・記録選択文化財件数	54件 令和3(2021)年度	57件 令和14(2032)年度

町の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別荘などの建造物を調査し、資料をつくります。 ・ 大磯町歴史的建造物等整備基金を活用し保全・活用を図ります。 ・ 別荘などの建築物を関係機関と連携し、国登録有形文化財にするなど、保全し、活用を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的資源にふれあう機会の提供による意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的資源にふれあう機会をつくり、意識啓発を図ります。(文化財巡り、特別公開、講座の開催など) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化遺産の保存・活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助制度の活用などにより、史跡などの文化財の指定・登録・保全・活用を図ります。 ・ 旧吉田茂邸と明治記念大磯邸園との連携を図ります。 ・ 歴史的建築物の保存、活用制度による文化財の活用を進めます。 ・ 民間活力を生かした多分野での文化財の活用促進を図ります。 	

町民の取組み

- 歴史・文化資源を巡る体験学習などに参加します。
- 歴史を感じさせる小路や道祖神など、歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。

事業者の取組み

- 歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。
- 開発の際に、歴史・文化資源の保全に協力します。



旧吉田茂邸



明治記念大磯邸園

（循環型社会の構築）

基本目標 4

「ごみを減らし、資源を大切にすまち」



循環型社会の構築に向け、総合的かつ計画的に講ずべき施策と目標及び町、町民、事業者それぞれの主体ごとの取組みについて、施策①から施策④に整理し、記載します。

なお、取組主体のうち滞在者は、町民の取組みに準じて自ら積極的に取り組むものとなります。

施策① ごみの減量化の推進

私たちの日々の暮らしの中では、様々なごみが発生しています。そのごみの排出量を抑えることは、循環型社会形成の上で、大切な取組みです。近年では、プラスチックごみや食品ロスにも対応していく必要があります。日々のごみを減らすため、町民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信を行います。

目標

指標	現状値	目標値
一人1日当たりのごみの排出量	912g 令和3(2021)年度	830g 以下 令和 14(2032)年度
フードドライブ*の実施	1回 令和3(2021)年度	2回以上 令和 14(2032)年度

町の取組み

● ごみの排出抑制

- ・ ごみの排出抑制に関する普及啓発を行います。
- ・ 事業系ごみの減量に対する指導をします。
- ・ おおいそ廃棄物減量化等推進員制度を推進します。
- ・ ごみ減量・リサイクル協力店制度を推進します。
- ・ 4R（リフューズ*、リデュース*、リユース*、リサイクル*）の普及促進を行います。
- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、ペーパーレス化の一層の推進を図ります。

● 生ごみ減量化の推進

- ・ 生ごみ処理容器のあっせん販売制度や電動生ごみ処理機の購入費補助制度を実施することにより生ごみの減量化を推進します。

- ・ダンボールコンポストなどの家庭でできる生ごみの減量化方法について周知・啓発を行います。

町の実施

● プラスチック対策の推進

- ・ワンウェイプラスチック*を削減します。
- ・プラスチック削減のための情報収集を行い、発信します。
- ・プラスチック資源循環法に基づく分別収集やリサイクルの手法について研究を行います。

● 食品ロス対策の推進

- ・フードドライブ*を実施します。
- ・食品ロス削減につながる消費行動を啓発します。

町民の実施

- マイバッグを持参し、過剰包装は断ります。
- マイボトルを持参します。
- 使い捨て製品の購入をできるだけ控え、繰り返し使える製品を購入します。
- 耐久性のある製品の購入や、修理・交換しやすい製品を購入します。
- ワンウェイプラスチックなどの使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- 食材は無駄なく使い、食べ残しをしません。
- 生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らします。
- コンポスト容器*や電動生ごみ処理機などにより、生ごみの減量化を行います。
- フードドライブやフードシェアリング*を活用します。

事業者の実施

- マイボトルを持参します。
- ワンウェイプラスチックなどの使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- 使い捨て製品の購入・製造・販売をできるだけ控え、繰り返し使える製品を購入・製造・販売することに努めます。
- 長期使用の可能な製品の製造に心がけ、製品の修理サービスを充実します。
- 簡易包装に努めます。
- 両面コピー、電子メールの活用等により、資源の有効利用を図ります。
- 生産・流通段階で、ごみの発生抑制やゼロエミッション*に取り組みます。
- 事業所の厨房施設から出た生ごみは堆肥化して土壌に還元します。

まずは、自分でできることから…

ごみを減らすキーワード

4R

4Rとは、ごみを減らし環境への負荷を減らす取組みのキーワードの頭文字です。限りある地球の資源を繰り返し有効に使うことができる社会をめざすために、ご家庭でできることから取り組みましょう！

Refuse(リフューズ)

ごみを減らすために一番大事なことは、いらぬものをもらわないこと。

- ・マイバッグを持ってレジ袋を断ろう。
- ・包装紙は簡単に、余計な包装は断ろう。

最近はどこに行くにもマイバックを持つようになりました。



Reduce(リデュース)

まずはごみにしないこと、次にごみが少ないものを選ぼう。

- ・鉛筆やノートは最後まで使おう。
- ・欲張らずに食べられる分だけ買おう。

食材を無駄にしたり、料理を作りすぎないことが大切なんですね！



Reuse(リユース)

自分は使えなくても、他の人が使える方法を考えよう。

- ・フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。
- ・不要なものを必要とする人に譲る。

思い出もあるけど、欲しい人がいたから譲りました！



Recycle(リサイクル)

リサイクルは最終手段、まず他の3つができないか工夫してみよう。

- ・資源物を分別して出そう。
- ・再生品(リサイクル製品)を使おう。

分別をきちんとするとごみも減るし、環境にも優しく、いいことばかりね！



「広報おおいそ」による啓発



フードドライブ*



コンポスター実践の様子

施策② ごみの資源化の推進

循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは大切です。ごみとして捨てられるものの中にも、資源はたくさん含まれています。本町の資源化*率は概ね横ばいを推移しており、資源化を促進するための情報提供や資源化品目の質及び量の維持・向上を図り、持続可能な資源利用を目指します。

目標

指標	現状値	目標値
ごみの資源化率	28.5% 令和3(2021)年度	33.0%以上 令和14(2032)年度

町の取組み

● 資源化の普及促進

- ・ ごみの資源化に関する普及啓発を行います。
- ・ 資源回収協力制度を活用します。
- ・ フリーマーケットの開催支援など、協働による資源化の普及促進の研究を進めます。
- ・ リサイクル製品の利用を促進します。
- ・ グリーン購入*基本方針を策定し、環境にやさしい製品の購入に率先して取り組みます。

● 資源化品目の質及び量の維持・向上

- ・ リサイクルセンターを活用します。
- ・ 新たな資源化品目の調査・研究を進めます。
- ・ プラスチック資源循環法に基づくリサイクルの手法について研究を進めます。

町民の取組み

- 資源ごみの分別を徹底します。
- フリマアプリの活用、リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。
- 地域のリサイクルボックスを利用します。
- エコマークなどのついた環境にやさしい製品を利用します。

事業者の取組み

- 資源ごみの分別を徹底します。
- 資源ごみなどの販売店回収に積極的に取り組みます。
- フリーマーケットの開催に協力します。
- 食品残渣や家畜ふん尿を堆肥化し、飼料化します。
- エコマークなどのついた環境にやさしい製品を利用します。



リサイクルセンター

施策③ ごみの適正処理

一般家庭のごみは、可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチックごみなどに分類され、産業廃棄物の種類は 20 種類にも及びます。これら様々なごみの適正な分別と適正な処理につながる取組みを進めます。

目標

指標	現状値	目標値
不法投案件数	37 件 令和3(2021)年度	前年度より減少 令和 14(2032)年度
ごみの資源化*率【再掲】	28.5% 令和3(2021)年度	33.0%以上 令和 14(2032)年度

町の取組み	
● 排出ルール of 徹底	<ul style="list-style-type: none"> ごみ出しのルールを周知し、分別収集を徹底します。 ホームページや広報紙等でごみの分別方法等について周知を行います。
● 不法投棄防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止について、ホームページなどで啓発を行います。 町民との連携により、ごみのポイ捨て、不法投棄の監視やパトロールを行います。
● 産業廃棄物処理基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携により、事業者に対して産業廃棄物の適正処理・処分や排出禁止物の引き取りについて指導します。

町民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 分別区分や収集日などの、ごみ出しルールを守ります。 集積場所のルールを守り、タイヤなどの排出禁止物は専門業者に出します。 ごみは必ず持ち帰り、ポイ捨てや不法投棄をしません。

事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理基準を遵守し、適正に処理します。 ごみの不法投棄の監視やパトロールに協力します。 自動販売機の周辺に空き缶の回収箱を設置します。

施策④ まちの美化の推進

環境保全に向けた取組みを町民、行政、地域社会が一体となり推進していくことが必要です。地域での美化活動や不法投棄、美しいまちづくり条例*によりポイ捨て防止などに取組み、まちをきれいにします。

目標

指標	現状値	目標値
アダプト制度* 及び花いっぱい運動の参加団体数	10 団体 令和3(2021)年度	13 団体 令和 14(2032)年度
不法投棄件数【再掲】	37 件 令和3(2021)年度	前年度より減少 令和 14(2032)年度

町の取組み	
● 町ぐるみ美化キャンペーン等による海岸美化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県などとの連携を図り、海岸や河川流域の美化を促進します。 ・ 地域で行われる環境美化活動について支援します。
● 美しいまちづくり条例の普及啓発【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美しいまちづくり条例などにより、美化意識の啓発やごみの持ち帰り運動を促進します。 ・ 不法投棄のパトロールや地域の美化の啓発を行います。
● アダプト制度など環境美化活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ アダプト制度や花いっぱい運動により、地域住民による環境美化活動を促進します。

町民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ● アダプト制度や花いっぱい運動など環境美化活動に積極的に取り組みます。 ● 町ぐるみ美化キャンペーンや海岸美化活動に参加します。

事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ● アダプト制度や花いっぱい運動など環境美化活動に積極的に取り組みます。 ● 町ぐるみ美化キャンペーンや海岸美化活動に参加します。

(環境教育・学習の推進)

基本目標 5

「環境を守るために、行動する人をはぐくむまち」



環境教育・学習の推進に向け、総合的かつ計画的に講ずべき施策と目標及び町、町民、事業者それぞれの主体ごとの取組みについて、施策①から施策④に整理し、記載します。

なお、取組主体のうち滞在者は、町民の取組みに準じて自ら積極的に取り組むものとしてします。

施策① 歴史・文化を大切にす人材の育成

人口の減少や少子高齢化、地域のつながりが薄れつつある中で、地域に根差した学びを促進し、学びを通じて地域のつながりを広げることは大切です。町民一人ひとりが継承した文化に誇りを持ち、自ら学んで継承していく人材の育成ができるよう、学習の場を提供します。

目標

指標	現状値	目標値
歴史・文化ふれあい講座への参加者数	54 人 令和3(2021)年度	280 人 令和 14(2032)年度
指定・登録・記録選択文化財件数【再掲】	54 件 令和3(2021)年度	57 件 令和 14(2032)年度

町の取組み	
● 郷土資料館、生涯学習館の活用	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化を情報発信します。 郷土資料館、生涯学習館などで環境に関する講座や自然体験を実施します。
● 伝統的な祭り・行事や郷土芸能などの保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などを発掘・振興し、継承を支援します。 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。 郷土資料館、生涯学習館の活用などにより、歴史・文化の情報発信や郷土史への理解と普及を図ります。

町の実施

- 郷土を知るための機会の創出
 - ・ ワークショップを開催します。
 - ・ 文化財ウォーキングを開催します。

町民の実施

- 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などに参加し、継承します。
- 大磯の歴史・文化を学び伝えます。
- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。

事業者の実施

- 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などの保存・継承に協力します。
- 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。
- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加・協力します。



大磯町郷土資料館



御船祭

施策② 環境学習・体験の機会の提供

多様化・深刻化する環境問題に対応するためには、私たちは一人ひとりが環境の現状を理解し、意識を高め、環境に配慮した生活・行動を行うことが大切です。そのために、幼児から高齢者までそれぞれの年齢層に応じ、学校、地域、家庭、職場など多様な場において環境教育・学習を進めます。また、環境情報を身近にし、環境情報や知識を身につけます。

目標

指標	現状値	目標値
自然観察講座の講座数	未実施 ※ 令和3(2021)年度	4講座 令和14(2032)年度
生き物調査や自然体験・学習会の参加者数 【再掲】	21人 令和3(2021)年度	300人 令和14(2032)年度
農業体験学習の参加者数	33人 令和3(2021)年度	33人以上 令和14(2032)年度

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

町の取組み	
● 郷土資料館、生涯学習館での体験学習の実施	・ 郷土資料館、生涯学習館などで環境に関する講座や自然体験を実施します。
● 里山や農地、河川など自然体験・学習の場の提供	・ 里山*体験学習・講座の開催により、里山とふれあう機会をつくれます。 ・ 荒廃農地*・遊休農地*などを活用し、誰もが利用できる市民農園*や体験農園などを推進します。 ・ なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習を開催します。
● 環境活動へ取り組む団体への支援	・ 環境保全団体やボランティアなどの自主的な活動を支援します。
● 出前授業等による、学校教育における環境教育・学習の支援	・ 環境に関する出前授業を実施します。

町民の取組み	
● 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。	
● 環境教育・学習講座や野外での自然体験・学習に参加します。	
● 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。	

事業者の取組み	
● 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。	
● 環境に関する研修の実施・参加を行い、従業員への環境教育を進めます。	

施策③ 普及啓発・情報発信の強化

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育のほか、様々な場面や機会において体験学習などを行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図ることが必要です。広報やホームページ・SNSを活用し、わかりやすく町民や事業者にも周知します。また学校における環境教育を支援します。

目標

指標(案)	現状値	目標値
こどもエコクラブの数	— 令和3(2021)年度	4クラブ 令和14(2032)年度
地場(大磯)産品の学校給食普及率【再掲】	15.8% 令和3(2021)年度	30%以上 令和14(2032)年度

町の取組み

● 広報やホームページ・SNSの活用

- 環境家計簿などの環境行動チェックシートを作成し、広報やホームページ・SNSで紹介することで、ライフスタイルを見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- 環境に関するイベントの実施を広報やホームページ・SNSで時機をとらえて情報発信し、普及啓発します。

● 学校における環境教育の推進

- 地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- 里山*や農地、河川など自然体験・学習の場をつくります。
- こどもエコクラブの活動を支援します。
- 地産地消や食育を推進する給食を実施します。

町民の取組み

- 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得る習慣を身につけます。
- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。

事業者の取組み

- 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得て、社員教育に役立てます。
- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。
- 町民、環境保全団体、町と情報交換や、活動に協力します。
- 地域での環境教育・学習を支援します。

施策④ 環境保全におけるパートナーシップの形成

町民・事業者・町などのすべての主体が共通の認識のもとに、それぞれ協力して環境保全に取り組むことが不可欠になっています。そこで、パートナーシップによる取り組みや自主的な環境保全活動を進めます。また、多様な主体との協働・連携を行い、環境活動を拡大していきます。

目標

指標	現状値	目標値
環境をテーマにした講演会や意見交換会の開催	2回/年 令和3(2021)年度	4回/年 以上 令和 14(2032)年度
アダプト制度* 及び花いっぱい運動の参加団体数【再掲】	10 団体 令和3(2021)年度	13 団体 令和 14(2032)年度

町の取組み	
● 町民・事業者との協働による意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 町民・事業者との協働により意見交換会を開催します。
● 環境保全団体、ボランティア等の自主的な活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全団体やボランティアなどの自主的な活動を支援します。 環境基本計画推進委員会（仮称）の活動を支援し、協働による取り組みを推進します。 公園・緑地や水辺などに関する計画づくりや維持管理を協働により進めます。
● 広域的な連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、近隣市町村、河川の流域市町村などと連携して、広域的に環境保全に取り組めます。 民間事業者との協働・連携を推進します。 人や技術の交流促進など、環境に関して国際協力を促進します。

町民の取組み

- 生活スタイルを環境保全中心に変えていくことに努めます。
- 町の環境アドバイザー*制度や環境省の環境カウンセラー制度に登録します。
- 町や環境保全団体などが行う環境調査に参加します。
- 環境シンポジウムなどに協力します。
- 公園・緑地や水辺などに関する計画づくりや維持管理に参加します。
- 地域での環境保全活動に参加します。
- 町民・事業者・環境保全活動団体・町で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図ります。
- パートナーシップによる環境保全活動に協力します。

事業者の取組み

- 環境面から事業活動の見直しを行います。
- 従業員の環境ボランティア活動を支援します。
- 町の環境アドバイザー制度や環境省の環境カウンセラー制度に登録します。
- 町や環境保全団体などが行う環境調査に協力します。
- 環境シンポジウムなどに協力します。
- 公園・緑地や水辺などに関する計画づくり、維持管理に参加・支援します。
- 事業活動におけるノウハウを生かした環境行動を、町民、環境団体、町に提案します。
- 環境マネジメントシステム*の導入を進めます。
- 町民・事業者・環境保全活動団体・町で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図ります。



公園・緑地里親（アダプト）制度

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

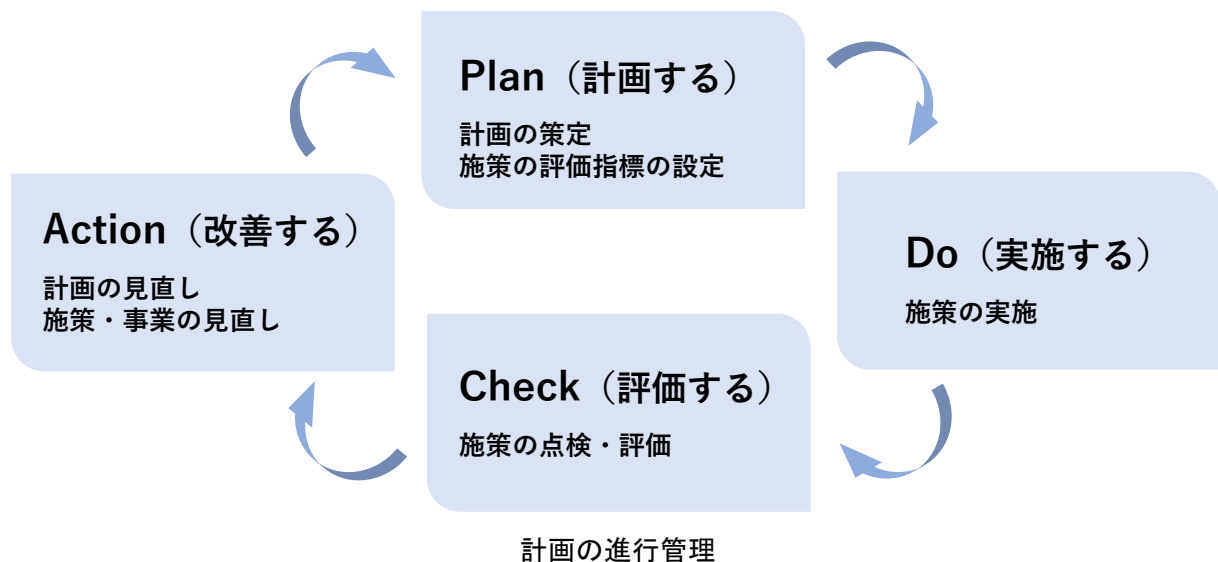
(1) 進行管理の方法

本計画を着実に実行していくためには、計画に基づく具体的な事業、目標を示した「環境基本計画実施計画」を策定し、計画の進行管理を行う必要があります。

進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組みに反映させることが重要です。

そこで、環境マネジメントシステム*の考え方を取り入れ、「Plan（計画する）」、「Do（実施する）」、「Check（評価する）」、「Action（改善する）」の循環により、本計画を進行管理します。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



(2) 進捗状況の点検と評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、大磯町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

(3) 計画の見直し

環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、環境基本計画は中間年度で見直しを行うなど、計画期間にとらわれず必要に応じて適切な時期に見直しを図ります。また、環境基本計画に基づく環境基本計画実施計画についても、取組内容などは点検と評価に基づき、適時見直しを図ります。

2 計画の周知

計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体が計画の内容を理解するとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

このため、町の広報誌やホームページを通じて計画内容の周知に努めます。

3 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の確立

町は、本計画の目標を達成するために、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間の横断的な組織である大磯町環境政策推進委員会において協議を行うとともに、施策間の調整を行います。

計画の進行状況における評価・点検については、大磯町環境審議会及び町民・事業者・各種団体によって構成する大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）において、評価・点検を実施します。

1) 大磯町環境審議会

環境基本法の規定により、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議するための会議で、大磯町環境基本条例に基づき設置されたものです。町長の諮問機関として、本計画策定後は、施策の評価・点検や計画の見直しなどを行います。

2) 大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）

町民や事業者、環境ボランティア団体、自治会代表者などの参加により、大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）の設立を検討していきます。

町との役割分担を図りながら実践に向けた企画・検討を行い、実践活動につなげていきます。また、実践にあたっては環境ボランティア団体や自治会、事業者との連携を図りながら、幅広く町民が参加する仕組みづくりを行います。その他、近隣市町村において環境基本計画を推進している市民会議との連携を図り、情報交換を行います。

3) 大磯町環境政策推進委員会

大磯町環境政策推進委員会は庁内各課間の調整・連携を図るため、大磯町環境基本条例に基づき設置するもので、環境施策や町の環境行動指針を総合的に推進するとともに、施策の進行管理を行います。また、大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）の活動支援を行います。

(2) 環境行動の推進

町は、率先して環境行動を実行し、計画の目的及び内容については町民・事業者・各種団体・滞在者に対して普及・啓発活動などを進め、その趣旨の周知の徹底に努めます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報提供を行い、町民・事業者の参加を推進していきます。

町民・事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭・学校・職場・地域などの多種多様な機会を捉え、優れた環境の保全及び良好な生活環境の創出についての教育・学習を推進します。

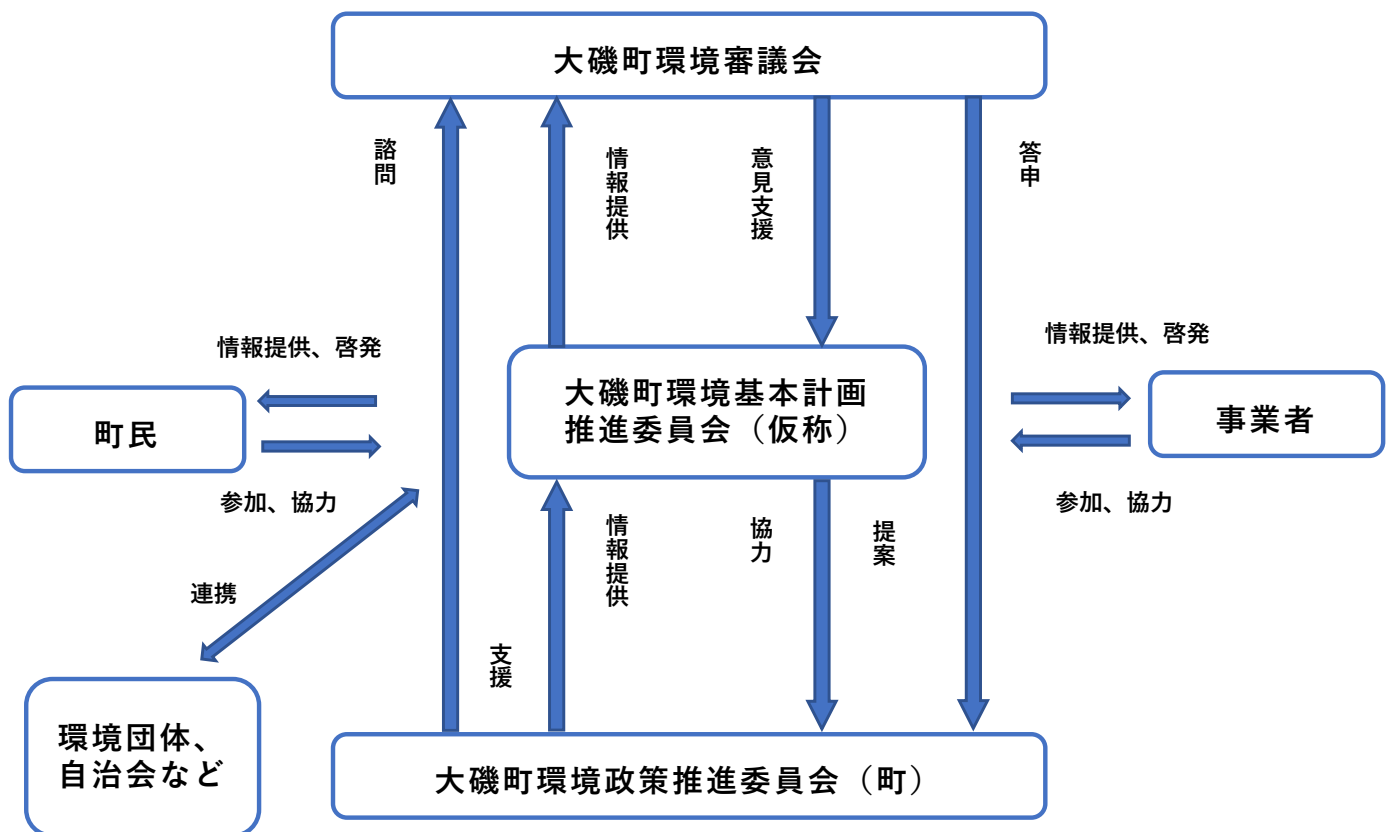
(3) 町民・事業者・地域・民間団体の協働体制づくり

町民・事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域の良好な環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者により幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業者・民間団体との連携による清掃活動の実施等に向けて、必要に応じ町が調整役となり、町民・事業者の自主的な活動を支援します。

(4) 国・県・近隣市町村などとの協力体制づくり

本計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や県、近隣市町村などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力連携を要請し、計画を推進します。



資料編

1 大磯町環境基本条例

平成 12 年 3 月 28 日

大磯町条例第 18 号

私たちのまち大磯は、緑豊かな高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなごさと、温暖な気候に恵まれた自然環境を背景に、多くの歴史的文化遺産を有し、湘南のまちとして着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、豊かさや快適さを求める暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費するとともに、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、今や、身近な自然の減少や、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の環境問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題にまで拡大し、このままでは、将来の世代に取り返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で安全で健康かつ快適な文化的生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、良好なまちの環境、そして人類の生存基盤である地球環境を保全することの大切さを学ぶとともに、自然と共存し、持続可能な循環型社会をつくりあげていかなければなりません。

このような認識のもとに、私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現を旨として、公害の防止、環境負荷の低減及び自然や社会の間での物質循環に配慮した取組みによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系並びに地域の自然的条件及び社会的条件に配慮し、自然と共存する町を実現することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者のすべての活動において、地域環境の改善と関連させながら積極的に推進されなければならない。

5 環境政策は、地域社会の自主性、施策の総合性、科学的予見性及び町民参加によって行われなければならない。

6 町の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活において、公害の防止その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 町民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 民は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境保全上の支障が生じないように事業活動を行う場所を選定し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、その他事業活動による環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、敷地内の緑化の推進や地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、町における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(基本課題)

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本課題について施策を推進するものと

する。

- (1) なぎさ及び磯を中心とした海・浜の良好な環境の保全及び創造
 - (2) 森林及び山地を中心とした緑地の良好な環境の保全及び創造
 - (3) 河川及び地下水の良好な環境の保全及び創造
 - (4) 廃棄物の発生の抑制、適正処理及びリサイクル並びにエネルギーの有効利用の推進
 - (5) 公害の発生の防止
 - (6) 日常生活及び事業活動から生ずる環境負荷の低減
 - (7) 歴史的環境と美しい景観の保全及び創造
 - (8) 全町民が環境問題に取り組む意識の形成及び環境施策への参加の推進
- (環境基本計画)

第9条 町長は、基本課題への取組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「町民等」という。）の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、大磯町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第10条 町長は、前条の環境基本計画を推進するため、必要に応じて実施計画又は指針等を定めるものとする。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画及び実施計画等との整合を図るものとする。

(規制措置等)

第11条 町は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第12条 町は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に関する必要な体制の整備に努めるものとする。

(参加協力体制)

第13条 良好な環境の保全及び創造は、町、町民等及び滞在者の間での参加協力によって実現されなければならない。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策が、町民等及び滞在者の参加協力により、効果的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実等)

第 14 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。また、必要に応じて全般的あるいは個別的な環境問題の現状について、町民等の参加協力を得て報告書を作成するものとする。

(環境教育及び学習)

第 15 条 町は、町民等が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように教育機関等と協力し、環境に関する教育並びに学習の推進及び充実に努めるものとする。

(環境情報の整備)

第 16 条 町は、環境に関する教育及び学習の振興並びに町民等の自発的活動が促進されるようにするため、個人並びに法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進及び調整体制の整備)

第 17 条 町は、前条に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

(自治体間の協力等)

第 18 条 町は、地球環境の保全その他広域的な取組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 19 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条に基づき、審議会を置く。

2 審議会は町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員は、学識経験者及び町民等の者のうちから、町長が委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年大磯町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	防災会議専門委員	日額	7,300 円	同上	」
を					
「	防災会議専門委員	日額	7,300 円	同上	」
	環境審議会委員	日額	7,300 円	同上	」

に改める。

附 則（平成 17 年 3 月 14 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 用語解説

あ行

アスベスト（石綿：いしわた、せきめん）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

アダプト制度

地域や利用者などの自主的なボランティア団体が町とのパートナーシップにより、公園等をよりきれいにしていくことを目標とした制度。

雨水貯留槽

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。水害を防止すると共に地下水への涵養にも効果がある。貯まった雨水は花や木の水やり、夏の打ち水などに使うことができ、断水時にはトイレ洗浄水にも使えるため、非常時にも役に立つ。

美しいまちづくり条例

大磯町環境基本条例の基本理念にのっとり、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的として制定された条例。

エコドライブ

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる”運転技術”や”心がけ”のこと。

おおいそ防災・行政ナビ

災害時に限らず平時から役立つ情報を、音声・文字・画像などで分かりやすくお知らせする機能を備えた無料情報ポータルアプリのこと。普段お使いのスマートフォンにアプリをダウンロードしていただくことで、町からのお知らせが通知され、防災や災害に関する情報、生活に役立つ情報を見ることができる。

温室効果ガス

主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスであり、石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出される。

か行

海洋プラスチックごみ（問題）

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

ガスコージェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、CO₂、NO_x、SO_xの発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高压などの影響を受けてできたと言われている。化石燃料を燃やすことで二酸化炭素が排出される。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とした条例。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンネガティブ

経済活動によって排出される温室効果ガスよりも、吸収する温室効果ガスが多い状態を指す。

環境アドバイザー

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと

間伐

間伐とは、森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業のこと。間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源涵養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能などが増進します。また、残った木の成長が促されることにより、木材としての価値が高まる。

外来生物

人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化を指す。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もあるが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼である。

気候変動適応法

気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織で、気候変動に関する科学的な研究成果の収集、整理、評価を目的に世界各国の専門家で組織する政府間機構のこと。数年おきに気候変動に関する評価報告書を発表している。

吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

クールシェア

環境省が推奨する地球温暖化対策の一環であり、夏の暑い日に家で一人が一台のエアコンを使うのではなく、涼しいところにあつまり、みんなで涼しさを共有する等の取組みのこと。

クールスポット

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のこと。

光化学スモッグ

自動車の排気ガスや工場から排出される「揮発性有機化合物（VOC）」や「窒素酸化物（NOx）」が太陽の強い紫外線を受けることにより、オゾン等の『光化学オキシダント（Ox）』と呼ばれる物質が生まれ、空が白いモヤがかかったようになった状態のこと。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成6（1994）年3月に発効した。

コンポスト容器

土の上に置いて使用し、生ごみと土を交互に入れることで約半年で堆肥化することができる。

さ行

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。具体的には、太陽エネルギー、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができる認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域。

資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

次世代自動車

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車のこと。

自伐型林業

採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営のこと。

森林環境譲与税

市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

スマートエネルギー

再生可能エネルギー、ガスコージェネレーション、燃料電池、蓄電池などのエネルギー高度利用技術のこと。

ゼロエミッション

エミッションには「放出・排出」などの意味があり、生産活動から排出される廃棄物をリサイクルすることで埋立処分量ゼロを目指すというのが基本的な考え方。日本においては廃棄物ゼロも含め、温室効果ガス排出量がゼロの社会を意味する言葉としても使用されている。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD) のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されている。

脱炭素社会

温室効果ガスを最小限に抑え、回収して「CO₂排出実質ゼロ」を目指す社会のこと。

脱炭素先行地域

令和 12（2030）年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

脱炭素ロードマップ

令和 32（2050）年までに脱炭素社会を実現するために、国と地方が協働・共創しながら展開していく過程を示す行程表のこと。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。

蓄電池

充電して電気を貯めておくことができ、必要な時に電気機器に電気を供給することができる一般住宅で使用可能な二次電池・バッテリーのこと。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもの。

な行

二酸化炭素

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つ。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。

二酸化窒素

窒素酸化物（NO_x）は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。

燃料電池

「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置のこと。

は行

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

バイオマスエネルギー

動・植物に由来する有機性資源をいい、バイオマスを原料として得られるエネルギーのこと。

排出係数

燃料、熱及び電気の使用量等から温室効果ガスの排出量を換算するために用いられる数値のこと。使用量に排出係数を乗じることで排出量が算定できる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

ヒートアイランド

人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなること。

フードシェアリング

食品ロス削減に関する取組の1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで 3R+Renewable を進め、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行を推し進めるための法律。

ブルーカーボン

藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた（captured）炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示された。

保存樹木・樹林

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するもの。

ま行

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

みどり基金

緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るために 設置された基金のこと。

や行

遊休農地

かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地、または農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地のこと。

ら行

リサイクル

不要なものを資源として再び利用すること。例えば古紙として出された紙は、再び紙の原料となり、トイレットペーパーなどに生まれ変わる。

リデュース

買い物袋を持参してレジ袋を使用しないなど、ごみの発生を抑えること。

リフューズ

レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみを減らしていくためにいろいろなものを「断る」行動のこと。

リユース

使えるものはくり返し使うこと。洋服やバッグ、家具など、まだ使えるものを大切に使う。

わ行

ワンウェイプラスチック

一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。

アルファベット

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量。河川などの水の汚れの度合を示す指標のこと。

COD（シーオーディー）

化学的酸素消費量。湖沼や海域などの水の汚れの度合を示す指標のこと。

COOL CHOICE（クールチョイス）

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組み。

HEMS（ヘムス）

IT技術を活用し、家電製品ごと、部屋ごとなど電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、リアルタイムで表示する「見える化」を図り、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

保護地域ではないが、効果的な保全が行われている場のこと。

PRTR 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

数字

30by30

令和12（2030）年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全することを目標とするもの。

3 R + Renewable

プラスチック資源循環戦略の基本原則であり、3Rの理念に、リニューアブル（Renewable）を加えたもの。リニューアブルとは、再生可能資源への代替のことであり、環境負荷の大きな素材から、バイオプラスチックなどの循環型の素材へ替えていこうという考え方。

4 R

リフューズ（Refuse）、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の4つのR（アール）の総称。